

平成 18 年 度 第 20 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 19 年 2 月 21 日 (水) 午後 2 時 00 分
場 所 八王子市役所 9 階 904 会議室

第 2 0 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 1 9 年 2 月 2 1 日 (水) 午後 2 時 0 0 分
- 2 場 所 八王子市役所 9 階 9 0 4 会議室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 5 2 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について
 - 第 2 第 5 3 号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について
 - 第 3 第 5 4 号議案 八王子市学習支援委員に関する規則設定について
 - 第 4 第 5 5 号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について
 - 第 5 第 5 6 号議案 平成 1 8 年度八王子市教育委員会職員表彰について
 - 第 6 第 5 7 号議案 平成 1 8 年度八王子市教育委員会職員表彰について
 - 第 7 第 5 8 号議案 特別支援学級の設置について
 - 第 8 第 5 9 号議案 八王子市こども科学館の入館料の免除について
- 4 報 告 事 項
 - ・リンナイ(株)製給湯器の設置状況について【口頭】 (施設整備課)
 - ・死亡者叙位・叙勲の受章について (指導室)
 - ・特別支援教育報告会の実施状況について (指導室)
 - ・車止めの盗難被害と対策の実施について (生涯学習総務課)
 - ・放課後子どもプランの試行内容について (教育総務課・生涯学習総務課)

その他報告

第20回定例会追加議事日程

1 日 時 平成19年2月21日(水)午後2時

2 場 所 八王子市役所 9階 904会議室

3 報 告 事 項

八王子市のキャリア教育の推進について

(指導室)

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(1番委員)	小田原 榮
委 員	(2番委員)	細野 助博
委 員	(3番委員)	川上 剋美
委 員	(4番委員)	齋藤 健児
委 員	(5番委員)	石川 和昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲)	石川 和 昭
学 校 教 育 部 長	石 垣 繁 雄
学 校 教 育 部 参 事 指 導 室 長 事 務 取 扱 (教職員人事・指導担当)	岡 本 昌 己
教 育 総 務 課 長	望 月 正 人
学 校 教 育 部 主 幹 (企 画 調 整 担 当)	穂 坂 敏 明
施 設 整 備 課 長	萩 生 田 孝
学 事 課 長	小 泉 和 男
学 校 教 育 部 主 幹 (学 区 等 調 整 担 当 兼 特 別 支 援 教 育 ・ 指 導 事 務 担 当)	小 海 清 秀

指導室統括指導主事	朴 木 一 史
生涯学習スポーツ部参事 (図 書 館 担 当)	峯 尾 常 雄
生涯学習総務課長	米 山 満 明
スポーツ振興課長	小 林 大 三
学習支援課長	井 坂 みどり
文化財課長	佐 藤 広
生涯学習スポーツ部主幹 (図 書 館 担 当)	伊 藤 文 丸
生涯学習スポーツ部主幹 (図 書 館 担 当)	武 田 ヒサエ
生涯学習スポーツ部主幹 (図 書 館 担 当)	石 井 里 実
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	森 文 男
指導室指導主事	佐 藤 敏 数
指導室指導主事	千 葉 貴 樹
施設整備課主査	田 所 正 美
学 事 課 主 査	原 島 洋 子
指 導 室 主 査	峯 尾 義 光
生涯学習総務課主査	三 澤 由 香 理
図 書 館 主 査	内 田 弘 文

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査	志 萱 龍 一 郎
担 当 者	後 藤 浩 之
担 当 者	星 香 代 子

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。皆さんおそろいですので、始めたいと思います。本日の委員の出席は全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、平成18年度第20回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2番 細野助博委員 を指名いたします。よろしく願います。

なお、本日、追加日程の提出がありましたが、これにつきましても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

また、議事日程中、第52号議案、第56号議案及び第57号議案については、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について進行いたします。

小田原委員長 日程第2、第53号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について、本案について指導室から説明願います。

岡本学校教育部参事 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定についてでございます。

規則改正の目的でございますが、部活動はこれまで学校の教育活動として実施されてきましたが、明確な根拠規定がなく、位置づけについてあいまいなとらえ方がなされてきたため、部活動に対する考え方、活動状況、教員の勤務との関係、週休日の部活動指導等についてさまざまな課題が指摘されておりました。

また、学校の小規模化に伴い、教員数が減少し、部活動の設置数が少なくなるなど生徒のニーズにこたえ切れない状況がございます。さらに、学校の施設・設備の状況により、部活動の設置が制限される場合もございます。そこで、学校における部活動の基盤を整理するために、必要な規定整備を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、学校教育における部活動の位置づけを明確にし、一層の進行を図るため、部活動を学校の教育活動の一環として規則を規定しようとするものです。

部活動のあり方の弾力化による多様性の確保については、校長は所属職員に対して、部活動の指導業務を校務として分掌させることができるとともに、合理的な理由がある場合には、所属職員以外の者に委嘱することができること、さらにより多様な部活動を展開できるよう、学校は当該学校以外の施設を活動の拠点とする部活動を設置できること。これらを本市の管理運営規則に位置づけるため、規則の一部を改正するものです。

なお、附則といたしまして、この規則は平成19年4月1日から施行することとする。

以上でございます。

小田原委員長　　ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

齋藤委員　　この件につきましては、前から懇談の中でも資料をいただいているんですけども、なかなか懇談のときも時間がなくて、しっかりとした質疑ができないまま、きょうこの議案になっているなというような私は感じがするんですけども、例えば17条の2項の「分掌させることができる」というところがいかにも何かちょっと文章としてすっきりしないなという感がありますが、これはあえてこういう内容になっている。

岡本学校教育部参事　　実際に部活動につきましては、現在でも校長の承認のもとに行われておりますし、教員の方も実際には携わっておりますけども、教員の自発的、自主的な活動でもってやられているわけでございますので、特に勤務時間外にやられることが非常に多いので、これを校務として分掌させるということと言い切ってしまうと、やはりそれは学校の中でそれぞれの持ち場、教員の特性に応じた職務を校務分掌で割り当てておりますので、できる規定をもちまして、校長が必要に応じてそれぞれの教員の特性に合わせて分掌できるような、そのような対応ができるようにしたものでございます。

齋藤委員　　具体的にちょっとお伺いしたいんですけども、そうすると、ちょっと悪い方に考えたとき、どうしても嫌だという教員が出てきたときはどうしますか。この文面からすると、どう発表されますか。

岡本学校教育部参事　　これはやはり校長として、部活動の進行については教員の理解を求めながら進めていくべきものであると思いますけども、教員の体調であったり、校務分掌の中での分担の中で、やはりできない場合もございますので、そういう理由が明確な場合には、校長は当然部活動の担当としては担当を任せるといことはしないということが

学校の中では通常行われておりますし、これからもそのような考え方で校長の判断のもとに行われるというように考えております。

小田原委員長　もうちょっとわかりやすく言うと、どうなるかというのをPTAと比較して言ったらわかるんじゃないの。PTAは管理運営規則の中に入ってこないわけだよね。だから、本務じゃないわけだ。ここに入ってきたのは本務として位置づけてきたわけだよね。今までは課外活動。特別教育活動の中にあっただけけれども、課外活動として、これは悪く言えば、やりたい先生にお願いしてきたという経緯があって、それを本務としてここに入れた。だから、第1項は「ものとする」わけだから、これは大きいんですよ。それを第2項からはできる規定にしているのは、その過程。段階はまだ序の口だというふうに見ておいた方がいい。PTAはまだその外側にあるんだと。だから、ここまで入ってきてない。だから、「できる」までとてもまだいかない。ここは「できる」ということであって、まあ、いい段階に来たと。いいというか、これは判断ですけども、そういうことと違いますか。

岡本学校教育部参事　確かに今までは教員の自主性に待つべきものが非常にございました。自主性、自発性でやるべき、待つべきものが多かったわけでございますけども、今回正式に規則の中に教育活動として学校として扱うという形がここで初めて、今までなかったことを位置づけたことが今回の規則の一番重要な点だろうと思っております。

その中で、御承知のように実際に教員の方が部活動を行うのはやはり放課後でございますので、放課後の教員の勤務につきましては、これは命令等をもってやるのが適切でない時間帯でございます。そう考えると、やはり分掌させることができるという形で、自発性の中でやっていただいている部分について、ある意味で奨励していくような、そういう形で位置づけができるようになったというふうにとらえていただきたいと思います。

小田原委員長　いかがですか。

齋藤委員　非常に苦しい言い方などもあって、私も長くちょっとPTAをやっていたものですから、個人的な意見を言わせていただければ、やはり部活動が盛んになることは賛成なんです。ですから、先生方が皆さん顧問を持ってくださって、部活動が盛んになることは、私は個人的には賛同しているんですね。

ただ、今までの経緯の中で、校長先生が一生懸命顧問を頼んでも、やはりもたない先生がいらっしゃったことも事実として見てきているものですから、そういう拒否をする先生が今後もいた場合、この「分掌させることができる」という文面がどのくらいの何という

のかな、力を持っているのかというところをちょっと質問したかったんですよ。

だから、教育委員会としてはこの問題についてどのくらい大きく取り上げて、きっちりやっていくのか。ちょっと言葉が適切じゃないかな。やっていくのか。今、小田原先生がおっしゃったように、まず第一歩としてできるぐらいのところから始まって行って、もたない先生もいらっしゃれば、それはそれでしょうがないというようなところなのかが、この文面から私はちょっとわからなかったものですから、お伺いしたんです。

小田原委員長　もう1つ、部活動の性格を言った方がいいのかな。

岡本学校教育部参事　部活動は、再三申し上げておりますように、これまで教育活動としての意義は認められていましたし、学習指導要領の中にもそのような文言が書かれておりますので、学校の中ではそういうことを理解しながら、これまでもやっていたわけですが、部活動は学校が計画実施する教育活動のうち、教育課程外の課外活動の1つであるというふうな位置づけでありましたけども、これは学習指導要領上の文言でありまして、繰り返しになりますけども、規則と法令等には一切触れて正式な位置づけはなかったということでございます。教員の方が自主的にやられた内容が、いわゆる今後は規則の中に盛り込まれているわけでございますので、規則の中に盛り込まれた教員の職務として、ある意味きちとした位置づけがされたということが非常に大きなことかというふうに思っております。

齋藤委員　私もずっと部活動のことについてはかなり真剣に取り組んできた経緯があるので、お伺いするところが中身にちょっと突っ込んだ話で申しわけないんですけど、それを受けて考えるのが今度その3項だと思うんですよね。いわゆる学校の部活動というのは先生方だけに頼っているのではなくて、地域の人間だとか外部指導員が面倒を見ていかなければならない時代だということは、私はPTAをやっているときからさんざん言ってきたところがあるわけですね。この3号の文面がそれに当たってくるんだと思うんですが、その中でいつも問題になっていたのは、ここで出てくる指導業務ですね。所属職員以外の者という方が具体的に言うと顧問を持っていた場合、公式戦に出られないという問題がいつも問題としてあったわけなんですね。つまり、そのあたりの細かい内容まで、前回配られた懇談の資料の中にも問題点はたくさん出てきているわけですけども、このあたりのことがまだちゃんと整理できていないというような感じを受けるんですけども、そのあたりどうですか。

岡本学校教育部参事　この問題につきましては、まだ体育の連盟の方と、それから都の中

学校の校長会等の中で、引き続き話し合いは今後もされていく部分があるというふうには伺っておりますけども、都のこの部活動の基本問題の検討委員会の報告書の中では、やはりこの辺については改善を図っていくように求めている、そのような内容の報告が出ておりますので、その辺をもとに今の部分についてはまず検討がされていくだろうというふうに思っております。

そういう中でこの3項の意味というのは、先ほどから御質問の中にもございましたように、なかなか学校の先生だけでは専門性の部分も含めて、部活動の数を確保できなかったり、あるいは生徒のニーズに合った部活動を開設できなかったりする状況がございますので、それに対応した形で、解決する形で、指導者として外部の方を正式な形で委嘱をすることができる。そのような形で規則に位置づけるものでございます。

齋藤委員　　そうすると、八王子市の公式戦に教員以外の人間の指導者は引率で出られますか。

岡本学校教育部参事　　形の上では出ることはできると思いますけども、実際に中学生という発達段階を考えたときに、学校の近くであったりとか、あるいは自転車等で移動できる範囲であれば、今の現状の中でも生徒は自分たちで移動はしておりますけども、実際に距離の面も、あるいは時間の面も含めて、ある程度の時間がかかる場合には、顧問である教員が引率していくことが望ましいだろうというふうに私どもは考えておりますけども、指導業務の1つとして外部指導員が行うことは可能であるというふうに思っております。

齋藤委員　　いや、ちょっとそれは岡本さん違うような気がします、私。私の知っている限りで、いわゆる中体連が教員でなくちゃだめだということを言っていないですか。個人戦の場合で認められているものはありますけれども、まだまだ多くの部活がいわゆる外部指導員の方、ここで言われている部活動の指導業務を担った方が引率で、教員がない場合です。学校がこの人を正式な指導員として認めた方が出ていって、八王子の公式戦にすべて出られるようになっていきますか、今現在。

岡本学校教育部参事　　先ほど申し上げましたのは、最初に申し上げましたように、この問題についてはまだ解決はしておりませんで、都の方で校長会等、体育連盟の方でまだ協議は続いているというふうに認識しておりますけども、市内における公式戦というものがどの程度までを今お話しになっているのか、ちょっと私も十分に認識しておりませんが、八王子市内の公式戦についてちょっと指導主事の方から。

佐藤指導室指導主事　　八王子市内につきまして、例えば市内大会で、校長先生が認めた場

合については、指導員が対処するというところもあるかと思いますが。ただし、都大会以上の大会になりますと、教員が引率しなければ認められないという規定があったかと思いますが。

小田原委員長 「思います」ですか。

佐藤指導室指導主事 です。

小田原委員長 それは確か。例えば都大会がそういう規定になっていたときに、その下部大会である市の大会のときに、体育連盟として顧問が引率しないチームを公式戦に参加させていますか。

佐藤指導室指導主事 市内大会の公式戦で引率というところについての考え方の部分はありますが、外部の指導員の方が伴ってということで、審判をやったり、または引率をしたりということは可能でございます。

小田原委員長 ということです。

岡本学校教育部参事 今御説明いたしました佐藤指導主事は、八王子市内の中学校の経験もでございますので、今の内容については確かだというふうに考えております。

齋藤委員 そうすると、ちょっと私の感覚がいつ変わったのかわからないんですけども、少なくとも私が中学校のPTA联合会をやっていた平成15年、16年ぐらいまでは、八王子中体連のいわゆる体育連合会が、教員でなくては引率は認めないという状況であったと思います。個人種目は認めていたんですけど、テニスなんかは。多くの団体種目については、いわゆる外部指導員ではだめだということがあったんですよ。それは、じゃあ、どこかで変わったということですね。それであるならば大変いいことだと私は思うんですけどもね。やっぱり先生だけ頼ったんじゃ先生だって大変だから、指導員が引率して、それで行こうじゃないか。あの当時、葛飾区がいち早くそれを区の大会は認めたんですよ。だから、それを八王子市もぜひやってほしいという要望を出したんですよ。なかなか認められずにいたんです。

佐藤指導室指導主事 追加でございます。先ほどの引率の件ですけども、顧問会議等で帯同審判が認められた場合ということをお聞きいただければと思います。顧問会議でやはり必ず引率者は教員だということであれば、競技によっては引率者全員。どの競技でもということではないということは御承知いただければと思います。

齋藤委員 つまり、それがほとんどそうなんです。ほとんどという言い方はちょっと語弊があるかもしれないけど、多くの団体競技は、いわゆるその中で決まっちゃっていることで、教員が引率じゃないと出られないというふうになっていると私、認識しているん

ですけど。

佐藤指導室指導主事　　今、競技名すべてをちょっと把握しておりませんので、申しわけございません。ただ、以前よりは枠というんでしょうか、認められる例は多くなってきたというふうに認識しております。

小田原委員長　　その今のお話だと、顧問会議で認められたときに帯同、顧問じゃなくて指導員でも認められると。だから、顧問会議に出ているということは顧問も行っているというんじゃない。直接指導はやらなくても。

佐藤指導室指導主事　　部活動は教員が顧問を必ず何らかの形で、指導はできなくても顧問を持つような形になっておりますが、顧問会議そのものの会議にはその顧問が出ます。ただし、自分は指導ができないのでということで帯同審判を認めていただいて、それで引率されるという例がございます。

小田原委員長　　齋藤さんが言っているのはそこなんですよ。だから、やっぱり顧問がつかなくちゃ出られないという、そこを言っているわけだよね。それは変わってないんじゃないですか。

齋藤委員　　貴重な時間でしょうから、ここで幾らそれを言ってもしょうがないので、提案なんですけれども、次回までも結構ですから、今の実情をもう少し完全に把握したものを教えていただけませんか。やはりこの53号議案を通していくということに対して考えるならば、もう少ししっかりとした八王子市としての部活動に対する体制整備が絶対に必要だと思うんですよ。もう少し具体的なものが。これでスタートしていくというのは、とりあえずスタートするということは前進かもしれないんですけども、いろんな問題が出てくる可能性がある。私はやっぱりもう少し具体的な顧問の問題なども、この3号のこともしっかりとした体制をある程度急いでつくっていかないといけないように思っているんですけども。だから、これをそのままきょうの議案として通すためには、ぜひ八王子市独自のもう少し詳細な体制づくりというのかな、整備。そこのところは教育長がいつも言われている人材バンクとの兼ね合いも絶対出てくると思うんですよ。そこら辺のこともちゃんとしっかりとした具体案をつくっていかないと、3号あたりが何か文言だけができ上がっちゃった具体性のないもののような気がしてしょうがないんです。

小田原委員長　　いかがですか。

細野委員　　今の話と直接関係するかわからないんですけども、少しリスクの面とか、その面はどうなっているんだろうか。例えばこの17条のところに、それは教育活動の一環でと

書いてあるんだから、学校が全責任を持つということになりますよね。要するにリスクの管理ということ考えた場合には、責任は全部学校にあるということになる。そのときに学校の校長が、この人を今、校務としての教員が出られないときに代理として出しますよと言ったとき、これまた責任がずっと来るわけですよ。そこのところをちゃんと押さえておかないと非常に難しい。その文言がないということを齋藤さんは言っているわけね。ここはやっぱり大事だと思いますよ。

岡本学校教育部参事 その件につきましては、それぞれの学校で顧問を委嘱するときに、それなりの文書を取り交わすということ。それから、各学校ごとに年間の部活動の指導計画、あるいは部ごとの計画をつくって、教育委員会の方に提出していただく。そのような手続については今準備を進めているところでございます。

小田原委員長 委嘱するということは、責任を預けることが伴うと考えていいわけだよね。

岡本学校教育部参事 確かに委嘱するわけでございますので、その辺の責任は伴いますけれども、今、細野委員の方からお話ございましたように、学校の校長の承認のもとで部活動をやっておりますので、その計画性の中で適任の者を校長がちゃんと指名をし、書類等を交換をしてやっていき、教育委員会の方にも、今までは届け出等は正式にございませんでしたけども、きちっと一定の様式にのっとして提出をしていただく。そのようなシステムについてはきちっとつくってまいりたいというふうに思っております。

齋藤委員 ちなみに、私やっぱりPTAをやっているときに、葛飾の例を先ほど出したんですけど、非常に興味があったものですから、葛飾のPTAの方から得た情報です。その当時のね。そのときにはやはり今、細野先生がおっしゃったように一番大きな問題は、その部活動をやっているとき、もしくはその行き帰り、そのときの事故の責任がどこにあるんだということが最大の問題になったと。今であるならば学校長という形になるんでしょうが、葛飾はそのときに、そのPTAの方が言っていた話ですけど、区の教育委員会がすべての責任を負うということですべて解決したらしいんです。これはすごいなと思いましたですね。だから、やはりこういう問題の今言ったしっかりとした体制整備というのはそのあたりであって、この教員以外の方に指導業務をすべてもし任せるのであるならば、ある程度教育委員会もしっかりと責任を受けとめるところを明確にしておかないと、非常に宙に浮いた文言だけの内容のような気がしてしょうがないんです。

小田原委員長 それは違うんじゃない。

細野委員 私、齋藤委員のそれはちょっと違うと思う。教育委員会が最終的な責任を負う

かもしれないけれども、その前になるべく、これは校長が意思決定することなんだから、校長がその責任を持つべきなんです。それを任命した我々というのは最終的な責任はありますけど、そこまで全部包括してとなると、ある種のモラルハザードができると思う。それはやっぱりやめた方がいいと思うな。

齋藤委員 八王子市も葛飾区に倣って、教育委員会がすべての責任を持つかどうかというものはまた別問題として、校長でも、それは私のところでも構わないんですけども。ただ、この文言だけだと具体性が見えないんじゃないのという。

小田原委員長 逆だと思う。ここに文言で示しているということは、体育連盟が認める、認めないという段階はもう通用しませんよということの始まりだと考えた方がいいんじゃないですか。むしろ齋藤さんの考え方から言うとしたら、この委嘱された指導業務を担当している人が引率してきたら、これはもう参加させなきゃいけませんというふうに教育委員会として言わなきゃいけないと。むしろ言った方がいいんじゃないですかという話になっていくと思う。それは公立学校で、八王子の市立の学校であれば、もうそういうふうにしなさいと、ここで言っていることじゃないですか。

齋藤委員 大賛成ですね、私は。

細野委員 前に、校長がやるべき業務と副校長がやるべき業務というのを分類分けしたでしょう。そのときの話を前提として、もしそれがこれに照らし合わせてあれば、校長は当然やるべきことなんだから、我々もそれは追認していいわけですよ。ああ、そうですか。そういう形で委嘱されましたね。これでいいんじゃないですか。

小田原委員長 これ、副校長の権限じゃなかった。

岡本学校教育部参事 部活動ですか。事案決定の中ではそのようになっているかと思いません。

小田原委員長 副校長だよ。だと思っただけ。

細野委員 副校長のあれなの。これは学校と書いてあるか。校長が委嘱するというのは。

小田原委員長 校長が委嘱するんだけど、分担からいえば決定権は副校長にありたんじゃないかな。あるいは、ここはまだ入ってないんだ。

岡本学校教育部参事 これ自体はまだ。正式にはここで初めて位置づけをしましたので。

小田原委員長 校長か副校長かといったら、この場合、副校長になるのかな。その流れでいけばね。

岡本学校教育部参事 今回のこの規則というのが管理運営規則でございますので、本市の。

ほかの教育活動と全く同じだというふうに私は考えます。実際に今の教育活動の中におきましても、外部の方を講師でお招きしたり、ボランティアとしてお招きしたりしておりますので、何ら変わるものではないというふうに思っております。ここで初めて部活動の全体像がこの管理運営規則の中に文言として位置づけたということでございますので、先ほど御心配のそういう事故となった場合も、これまでの学校の対応、教育委員会の対応と基本的には何ら変わるものでもございませんし、指導者の方につきましても、市の方で保険等にも入っておりますので、その辺で十分対応していける内容かというふうに考えております。

齋藤委員 わかりました。じゃあ、ちょっと確認ですけど、今、小田原委員長がおっしゃってくださったんですが、学校長が認めた。その学校が認めた外部指導員というのかな。ちょっとその細かい文言はあれですけど、指導者であれば、市内の公式戦には出場できるというふうに判断してよろしいですね。

小田原委員長 判断というと難しい。これは上部団体があるから非常に難しい話になっていくんですよ。だけど、市立の学校であるならば、これはこういうふうに文面で認めているわけだから、それはその大会では認めるべきだとなるんだけど、何とか大会の支部大会として八王子の大会が行われたときには、その上部団体の規定に従わなきゃならないってなっちゃいますね。

齋藤委員 都とか区。都大会とかということですか。

小田原委員長 都大会の支部大会であれば、その大会に参加できる、できないというのは、その競技団体の規約に基づかなければならないってなるんじゃないですか。そこまでは市の教育委員会は関与できない。そういうことじゃないかな。

石川教育長 これ、市立の中学校だけならそれでいいんですけども、だけど、中学校体育連盟に入っているのは多分私立の中学部も入っているんだろうと思うんですよ。そういうときにどういうふうに扱うのか。

あともう1つ、今の議論になっている部活動の指導業務をどこまで含めるかということですよ。学校の中で通常やっているものについては、何かのときには教職員がいますので、特に問題ないですけど、齋藤委員が言うように会場が外部で、職員の引率だとか、その途中、要するに競技場外での問題に対してどうするか。そのことも指導業務として含めるのであれば、そのことも含めてこの方をお願いをしますよと。そういう形がとれれば問題ないけれども、そういうことがもし明確にならないとすると、多少問題があるかもしれ

ないですね。だから、その辺はやっぱりここで共通認識にしておかなきゃいけないんじゃないですかね。一応とにかく委嘱するのは、引率も含めて競技場外の生活指導上の問題についても、この方なら委嘱できる。そういう方については各校長が認めるという形の共通理解があればいいんじゃないかと思います。

小田原委員長　　ということですが、いかがですか。いいですか。

齋藤委員　　わかりました。内容については今、石川教育長がおっしゃったことはよく理解できるんですが、どうしてもこだわっちゃうのは中体連とのかかわりなど、ちょっと宿題的なものになっちゃうかもしれませんが、具体的な話がせっかく出てきていることから、単なる文字だけの文言にしないで、本当に子どもたちのために生きた部活動ができるような状況にしていきたいと思うんです。

今の石川教育長の話はこの4項にもかかわってくるわけですね。恐らくこの4項の話というのは、合同部活動のことを具体的には指していらっしゃるんでしょうか。やはりこの学校でできないことを合同で。

石川教育長　　いや、合同だけじゃなくて、単独で、例えばそこに特殊な技能……。

小田原委員長　　例えば弓道部とか。

石川教育長　　ええ、そういう教員が来たときに、その者が呼びかけて子どもたちを集めて、だけでも学校には施設がない。だから、よその施設を借りてやる。それも可能ですよという、そういうことだと思っただけですね。

小田原委員長　　体育だけでなく文化も考えて、文化を考えたらもっと広がるはずなのに、体育の場合にはがんじ絡めのところがあるんだよね。そこが課題だろうと。だから、こういうのをつくっていくことによって、かなりフリーな課外活動が、今度課外じゃなくて、部活動が発展していくだろうと。当然これは今の齋藤さんのお話のような合同のものも認めるとかいう形でもっと広がっていくんじゃないですかね。

齋藤委員　　ちょっと具体的な話なんですけど、そうすると、この4項をもう少し課題的に考えると、例えば中学校同士じゃなくても、ある大学にすごくいい指導者がいる、施設があるとか、ある企業のところに物すごくいい施設があって、指導者がいる。そういうところに中学校が出向いて行って拠点にするということも当然可能になっていくんですね。

小田原委員長　　そうですね。私のこれからの希望は、4項になるのか、4項の「できる」以外の2項、3項のところの「できる」は、いずれは取られるだろうというふうに思っているんですけどね。そのころにはPTAが、こういう中にPTA活動って入ってくる

んじゃないかな。そういうことを要望しておきたい。

岡本学校教育部参事 現状でこの4項目が入ることによって、市としてもかなり弾力的に行うことができるというふうに1つ考えられます。それから今、委員長が最後におっしゃった部分につきましては、学習指導要領の中に今後部活動がどのような位置づけになるかによりまして、かなりさらに幅が広がる部分がございますので、現在の時点でできる規定の部分が今後どうなるかということも、その辺と重要に絡んでくるというふうに考えております。

小田原委員長 よろしいですか。

では、お諮りいたします。第53号議案につきましては、この方向で決定するというところでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第53号議案はそのとおり決定いたしました。

小田原委員長 次に、日程第3、第54号議案 八王子市学習支援委員に関する規則設定についてを議題に供します。

本案について生涯学習総務課から説明願います。

米山生涯学習総務課長 それでは、第54号議案 八王子市学習支援委員に関する規則設定について御説明させていただきます。

今回の規則設定は、第19回の八王子市教育委員会定例会において生涯学習審議会条例、スポーツ振興審議会条例、博物館協議会条例について御審議いただき、議決を経て市長に設定依頼をしました。この3つの条例については、第1回の市議会定例会に議案として提出していきます。その際に御説明した学習、スポーツ、文化のうち、市民の生涯学習の振興を図るための委員を置くための規則となります。

それでは、八王子市教育委員会規則第4号、八王子市学習支援委員に関する規則について三澤主査から御説明させていただきます。

三澤生涯学習総務課主査 八王子市学習支援委員に関する規則について御説明いたします。

学習支援委員の目的は、市民の生涯学習の振興を図ることでございます。職務としましては、これまでの青少年委員の職務を継承するとともに、新たな役割を加え、対象を広げまして、生涯学習活動の支援及び相談、余暇利用の支援、学習情報の収集及び提供、官公

署、学校及び生涯学習関係団体相互の連携に関する事、その他、生涯学習の振興に関する事でございます。

委員の定数は24名以内とし、生涯学習関係者、社会教育関係者をそれぞれ9名以内、学識経験者が2名以内、公募による市民を4名以内としております。また、任期は3年でございます。

施行日は、生涯学習審議会等とあわせまして、平成19年7月1日でございます。また、この学習支援委員を設置することに伴いまして、青少年委員は廃止をいたします。

説明は以上でございます。

小田原委員長 生涯学習総務課の説明は終わりました。

本案について御質疑ございませんか。

齋藤委員 この件につきましては、前回2月7日の第19回の定例会のときに、第50号議案の資料である程度いただいたり、その前からいろいろと懇談のところ資料をいただいているわけなんですけど、このたびのような極めて具体的な、どこどこから何名、どこどこから何名というものは既に提示されていまして。

米山生涯学習総務課長 委員の定数については今まで提示してはいたけども、具体的な選出区分のところは今回初めてでございます。

齋藤委員 何が言いたいかという、これは議案として上がってきたわけですから、お手紙もいただいて読ませていただきましたけど、お手紙をいただく前から現職の地域の青少年委員の方がすべて内容を知っていて、今度こういうふうになって、こういうふうに変えられるようになって、こうこうこういうようなんですけど、どうなんでしょうかと質問を受けて、全く私、答えられなかった。知らなかった。いわゆる経緯ね。もちろん現任の方々にいろんな参考意見を聞かなければならないでしょうから、いろんな進み方があるんでしょうけれども。というような話があったんですよ。それから手紙が来たんです。やっと私、内容がわかったんです。最初そういうのを聞かれたときに、地域の中で、全く答えられなかったという経緯があるんですけど、そのあたりの流れはどういうふうになっていたんでしょうか。

米山生涯学習総務課長 これを進めるに当たって、昨年の4月から6月にかけて各委員さんには審議会、協議会の方向性とある程度の役割、こんな考え方については御説明させていただきました。その際に行政の考えはこうですけど、皆さんの意見聴取をした。青少年委員についてはその後、8月、9月と2回やりまして、2月にももう一度再度説明させて

いただきました。特に委員さんの今までの役割の部分が一番議論になったところです。特に青少年委員については30何年、地域の青少年のための活動をやってきましたし、あと1つは青少年委員についてはさまざまな情報とか話がありますので、それについては私も委員の意見を聞きながら、今後どうやって行政の中でそういった青少年委員、あるいは団塊の世代の人たちの行政施策を展開するかという部分で、青少年委員さんには説明させていただきました。その中で御意見を伺った中で、私どもとしてはどういう方々から推薦いただければ、この生涯学習支援委員がある程度バランスというか、それがとれたものになるかという形の中で考えて、本日出させていただきました。

齋藤委員　何かプライドがどうだこうだとか偉ぶるつもりは全くないんです。ただ、何を言いたいかという、やはり教育委員会というのはいろんなところで今指摘も受けて、何か形骸化されているというか、後から決まったことをとりあえず報告しながら通せばいいやというようなことだけは、八王子市から絶対なくしていった方がいいと思っているんですよ。そういうことを考えていったときに、せっかくこの教育委員会は真剣にやっているわけですから、しっかり流れに沿っているんなものを決めていったりとか、討議していった方がいいような気がするんですよ。ちょっとそんな感想があったために、今あえてちょっと質問させていただいたという次第です。

小田原委員長　本心を言ってください。全くないがしろにしていましたか。全くそうじゃありません。

米山生涯学習総務課長　どちらかという、ないがしろにはしてありません。ただし……。

小田原委員長　どちらかじゃないでしょう。全く後者でしょう。

米山生涯学習総務課長　当然のことながら、どこまで私どもも、定例会にいつの時点で、どの程度まとまった段階で出すかというタイミングは非常に難しい部分でございます。ですから、多分定例会には昨年の3月に1回この方向性とある程度役割を出していると思うんですね。その時点で、その中で実際問題、各委員さんの意見を聞きながら、ある程度まとまった段階で出させていただいたという形の中で、もしその辺でこちらもう少し早く出してほしいとか、そういう話がありましたら、また教育委員会事務局内部で議論しながら、適切な時期に提出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小田原委員長　そうじゃないと思うんだよね。もうこうなることは当然委員の皆さんは予測して、提出されたらやっぱりそうかというふうに思っていてくださると。思っていたというのは本心じゃないでしょう。

米山生涯学習総務課長 1点だけはそう思ってない部分がございます、委員のところなんです。どういうところから選ぶというところは今回初めてなものですから。

小田原委員長 それはそうとして、そんなことを言ったら、生涯学習と社会教育の違いを言ってみるとなるんだよ。だから、このところに物すごい苦労があるわけ。僕はそう思うわけ。だから、僕はこれはごまかしているみたいなのところはあるけれども、物すごい苦労した跡が見えるの。だから、僕は、それはもういいんじゃないですかというふうに思いますよ。それはそのくらい承知してなきゃだめなんだよ。

川上委員 先ほどのお答えの中でお話しになっていらっしやいました、生涯学習支援委員というふうにおっしやいました。これは学習支援委員に関する規則設定ということですが、中身は生涯学習のことですよね。生涯学習支援委員とならなかったところには何か意味があるんですか。

米山生涯学習総務課長 名称については、多分イメージの部分も多少あると思ひまして、これからの規則設定の中で、今は生涯学習というのはある程度周知されてきた部分で、生涯というのは、ただ単に生まれてからお亡くなりになるまでと。その間を学習するんだということで、「生涯」を取っても意味が通じると思ひまして、逆に言えば、今後は生涯じゃなくて学習というキーワードで名称の方がよりわかりやすいのかなと判断しまして、「生涯」は取らせていただきました。ちょっと余り理由が定かでは……。

川上委員 こうなると、学校へ通っている小学校、中学校、それから高校、大学生に関しての支援というのは入るんですか。

米山生涯学習総務課長 基本的には社会教育の分野ですので、学校教育に支障のない範囲で入っていくという形は考えております。

小田原委員長 そうなるとちょっと違ってくるんだな。「生涯」を取ったのは、今、国の動きも、それから東京都は既にそうなっちゃっているんだけど、文化・体育は教育委員会から離れちゃっているんですよね。この間の東京マラソンも、大東京マラソンか。あれももともとは陸上連盟と、それから教育委員会がやっていたシティマラソンを一緒にして、生涯学習部かどこかがやっているんだよね。

米山生涯学習総務課長 生活文化スポーツ局という、4月からなるそうです。

小田原委員長 教育委員会からそっちにスポーツも行っちゃった。生涯学習そのものも多分行っちゃうんですよ。教育委員会から離れちゃう。もうそういうところが結構出てきているわけです。その流れに対して八王子は物すごく抵抗していると僕は見ているわけ。

この動きは、絶対離さないぞという動きなんです。だから、「生涯」を取っちゃっているんですよ。だから、今の話は、そうなると学校教育もこの学習の中に入れ込むという流れと私は見ていて、非常にいいことだとは思いますが。その思想的、哲学的理念としては、だから、それはそれとして僕は認めている。認めているんだけど、自分の考えとちょっと違うけどね、皆様の御努力は大いに敬意を表して御成功を祈っていると。

米山生涯学習総務課長　　ありがとうございます。

小田原委員長　　この「生涯」を取ったというのは1つの識見、皆さんの。だから、もっと含んでいるというふうには言っちゃっていいんじゃないですか。そうすると、川上委員は、わあ、賛成って拍手すると。ここら辺、今、過渡期ですからね、これは。お許してくださいという話じゃないの。

米山生涯学習総務課長　　お褒めの言葉ありがとうございます。実は学校教育と当然社会教育分野、あるいは生涯学習はその中に包含されるという部分で、生涯学習という言葉を使うと学校教育も包含されると、今の解釈上そうなっております。それで、「生涯」というのはとらえ方で、取る、取らないという部分は、私どもとしては今、委員長が言った部分もかなり含まれて、多少戦略的な意味もございます。

それから、あと1つは、学校教育現場にどういう形で入れるかという部分については、まだこれを立ち上げて、当然その中で十分議論していきたいという部分がございます。当然委員になられた人の質とか、選出の委員さんによって大分その辺の戦略的な部分は変わるとは思いますけど、例えば青少年の分野では放課後子どもプランとか、そういう部分もありますから、かなり学校に入る予測はしております。ただ、どういう形で入れるかというのは今後、支援委員の中で知恵を出し合いながら進めていきたいと考えております。

細野委員　　その点では、さっきの部活動の話があったけども、ここの連携というのはいけないのかな。

米山生涯学習総務課長　　実は部活動の中で文化の部分と、多分スポーツの部分に分けなきゃならないかなと思っているんですね、今の段階では。スポーツの段階ですと体育指導委員というのがございますので、その辺については課題とちょっとさせていただきたいと思っております。今後、その分野はちょっと新しい、私ども考えておりませんでしたので、ぜひ課題として検討していきたいと思っております。

小田原委員長　　縦割だからそうなっちゃっているのだから、これは地域運営学校、当然この中に入ってこなきゃいけないわけ。こども園じゃなくて何だっけ、放課後子どもプランか。

というのはもちろんここでしょう。ここで考える。学校だけじゃないんだよね。

米山生涯学習総務課長　どこまでこの支援委員さんに期待するか、できるかという部分がありますので、確かにそういった皆さんの御意見を聞きながら、当然どこかにある程度ターゲットを絞りながら1年1年やっていきたいと思います。その中では、1つだけキーとなるのは、当然青少年が1つのキーとなりますし、もう1点は団塊の世代がキーとなると思っていますので、私どもこの学習支援委員についてはその二極化の部分、若いところと、真ん中はちょっと今外れていますけど、それは将来的に問題があれば、そこも課題だと思わうんですけど、支援委員ができた折にはそういう形の二極化の方をまず主体的にやっていきたいということと、もう1つは、団塊の世代は市長部局でやった団塊の世代の地域デビューという支援デスクもございますので、その辺のところとも調整しながら、団塊の世代が学校に入る、あるいは地域のいろんな活動に入る。その辺を模索しながら、その調整役みたいのも一部していただきたいと考えておりますので、その辺のところをターゲットにしながら支援委員を委嘱していきたいと思っています。

齋藤委員　前の方にちょっと戻っちゃうかもしれませんが、小田原委員長がもう既に、これは聞いちゃいけない内容なのかなと思って、私ちょっと、えっと思ったんですが、一番最初の疑問はどこから思ったかということ、最初に生涯学習関係者から9名以内、それから社会教育関係者から9名以内というのが、私の本当にそもそもの疑問は、生涯学習関係者と社会教育関係者って具体的にどう違うのかという説明を今までの中でね。ほかのことはいろいろとあったわけだけど、このあたりの言葉がぼんと出てきたものだから、最初の疑問が出てきたんですよ。

最終的にはちょっとそこを聞こうかと思ったら、小田原先生が、聞いちゃいけないことなのかなと今ちょっと思ったんですけど、そもそもは、これを初めて目にしたときに、この差は何なんだろう、この違いは何なんだろうというのがわからなかったからスタートしたんです、疑問。そこはちょっと質問はさせていただきたいと思ったんですけど。

米山生涯学習総務課長　なかなかちょっと説明しにくい部分がございますけども、生涯学習には社会教育、学校教育、家庭教育、これ包含される部分なんです。生涯学習は個人という部分のレベルだと思うんですね。社会教育はある程度組織的な形、個人が組織をつくって組織でやる。これを比較検討するのは非常に難しいんですけども、ここでいう生涯学習関係者というのはある程度個人をターゲットに今活動している、調整とか何かをしている方々ということのをちょっと意図的にイメージしていただきたいと思うんですね。

社会教育関係者というのは、当然今まで社会教育でさまざまな講座とか教室を組織的にやって、またその後、組織づくりをしていく。ある程度組織みたいなのところがありますから、そういう組織づくりとか、そういうところが得意な分野から選びますよと。逆に、生涯学習については個人的に、例えば学習したりとか、社会教育の趣味とか何かをやりたいというような個人レベルでの行動をする方々をある程度対象にしている知識がある方から選んでいきたいと。大きな区分けはそういう形になります。ですから、分ける必要がないと言われてしまえばそれまでなんです。

ただ、こうって少し分けないと、今度選出に当たってどういう視点で選出するかというのが、例えば生涯学習関係者という大きなくくりになっちゃうと、学識経験者も何でも入っちゃいます、公募市民も入っちゃいますというとらえ方ができますので、そうすると、やっぱり選出区分がどうしてもぼやけてくるというのを少し感じましたので、わざわざ無理やり分けたという形になっております。

小田原委員長 全然わからない説明だな。はっきり言えばいいんじゃないの。例えばNPOならNPOでやっているカルチャー的な部分というのはどっちに入るんだ。

米山生涯学習総務課長 上の部分。

小田原委員長 社会教育法に絡む何かというので動いていたものについては下だと。

米山生涯学習総務課長 そうです。

小田原委員長 そういうふうなことなんだよな。だから、そういうふうに、これ、質問するようにつくっているんだよ、多分皆さんは。質問してもらおうように。こんな書かなくてもいいことを書いているというのは、質問しろと言っているんですよ。

川上委員 1つの学説にありますね。生涯学習というものを余暇を利用してやるものだというふうな主張をなさる方がるので、多分そこでこの文言が出てきたんだろうと思いますが、人の余暇というところの表現の仕方に、こういう支援という形が必要なのかどうかというのはちょっと疑問に思います。ですから、このシステムとして余暇利用の支援に関することというのがちょっと私は不思議に思っていて。すみません。それだけちょっと。ただ、それも先ほどの御説明の中に入るんだということになれば、別に構いませんけれど。

米山生涯学習総務課長 余暇の考え方とらえ方があってと思いますね。あると思いますけども、実は上で生涯学習活動の支援という、活動という部分があります。それと余暇利用を入れるか入れないかでかなり議論しましたけども、要するに一言で言うと、余暇というのは私どものとらえ方は暇がある人、要するに何もしないでぼけっとしている人たちとい

うイメージで、そういう人たちに対してある程度支援する可能性があるだろうという形の中で、余暇利用の考え方を入れてきたんですね。

それとあと1つは、随分前に余暇利用開発士なんていう資格制度もあって、それは立ち消えているんですね、実は。その中で余暇のとらえ方って非常に難しいのかな。その辺は、余暇とはこんなものだという定義をしていく必要が非常にあると思っています。

小田原委員長 そのほか何かございませんか。

齋藤委員 ちょっと1つ確認ですけど、この委員会というか、委員さんたちというのは、立場的には教育委員会の諮問機関ではなくて、八王子市から。どういう立場になったの。

米山生涯学習総務課長 教育委員会が委嘱する非常勤特別職になります。

小田原委員長 諮問じゃない。

細野委員 一言いいですか。私は、教育委員会というのはやっぱり議論が結構成熟したものを議題に出すべきだと思う。そういうことからすれば、現場の人たちになるべくこういう方向に支援委員というのを考えているからということでいろいろ意見を聞く。その間に当然情報の交換がありますからね。だから、我々よりもいち早く細かいところまでわかるということは、それはそれで私はいいと思う。成熟した内容を我々のところに持ってきてくれるということはずっと大事と私は思います。

小田原委員長 基本。つまり、ここの委員会では技術的なことを議論するんじゃなくて、本質的なところを議論する。そういう場にしてほしいということね。手続上の問題はここではもう済んだこととして、中身のことで議論すべきだという、そういう方向性をきちんとやってほしいという要望だと思います。

米山生涯学習総務課長 わかりました。

小田原委員長 では、よろしいですか。ほかに何か御質問、御意見ございませんか。

それではお諮りいたします。第54号議案につきましては、このように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第54号議案はそのとおり決定いたしました。

小田原委員長 続いて、日程第4、第55号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について図書館から説明願います。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 では、よろしく願います。

今回の改正は、本市と図書館同士連携を現在行っております相模原市と藤野町が合併することに伴う規定整備でございます。

それでは、御説明申し上げます。

内田図書館主査 第55号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について御説明いたします。

2枚目の関連資料をごらんください。

まず、1の改正理由であります。八王子市と図書館資料の相互貸借協定を結んでおります相模原市と藤野町が合併することとなったためでございます。

2の改正年月日は、平成19年3月11日でございます。

3の改正点でございますが、規則の第6条第1項の個人貸出し規定と、第14条第1項の障害者に対する郵送貸出し規定の住所要件の藤野町を削除するものであります。

4、合併告示は平成18年8月7日付総務大臣から、平成19年3月11日に合併する旨の告示が官報の写しとなっております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 図書館からの説明は終わりました。

本件につきまして何か御質疑ございませんか。

齋藤委員 内容はよく読ませていただいて、藤野町が相模原市に合併されたためですから、その内容はよくわかりました。ただ、その中の14条の第1項の中で「視覚障害者又は重度身体障害者」というところを「視覚障害者若しくは」に変えたところですね。ここがちょっと私この資料をいただいたときに事前によく考えてみたんですけど、意味がどうしてもわからなかったんですよ。ですから、広辞苑を引いたりとか、ちょっといろいろと専門家の方に聞いたりもしたんです。「又は」と「若しくは」の法令的な使い方というものもちょっと勉強はさせていただいたんですけど、それがわかった上でも、やはりここは「視覚障害者又は重度身体障害者で市内又は相模原市」。つまり、ここをわざわざ「若しくは」に直す必要性はないんじゃないかというふうに思うんですよ。ここをなぜ「若しくは」に、わざわざ「又は」から直したのかがわからない。

内田図書館主査 これは大きなものと、「又は」は「市内又は相模原」という形で、「若しくは」の方が大きく2つに分かれるんじゃないかという形で「若しくは」にしたんです

けど。「又は」だと、こっちからこっちという形で「又は」ですね。「若しくは」というのは、「視覚障害者若しくは重度身体障害者」の方が語呂というんですか、読み合わせがいいのかと思ひまして、こういうふう考えたんですけど。

齋藤委員　ちょっと私も事前に、このあたりでごたごたしているといけないので、勉強はしてきたんですけども、法令文のときに「若しくは」を使う場合は3つを比較するとき、「A若しくはB又はC」というときに使うというふうに、これは専門家から聞いたんですよ。つまり、3つを比べるときに「若しくは」は初めて使う。

それで、考えたときに、「視覚障害者若しくは重度身体障害者で」で終わっているんです。一たん文章は。また、「市内又は相模原市」になるわけで、この場合は専門家の方も「又は」の方が正しいだろうということ、これはある弁護士さんなんですけど、弁護士さんによってもいろいろと判断は違うかもしれませんが、言われていたんですよ。ここでなぜわざわざ「若しくは」に直す必要があるのかは専門家の方もわからない。私もわからない。ちょっとやはり何か、障害者さんのことを扱っているものですから、何かわざわざ変えるほかに理由があるのかなということ、ちょっとうがって考えちゃった経緯はあるんです。私的には、何もそれがないのであるならば、あえてここを「若しくは」に直す必要性はないんじゃないかと思うんですが。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　私どもも、これは法制執務といいますか、かなり技術的な部分だと思います。幾つか調べる中で1つのくくり方をするとき、「若しくは」という形でも使っていたというふうに内部で検討しまして、そういう齋藤委員がおっしゃったような他意はございません。1つの技術的な部分として検討した結果、こういう使い方もあるということで統一したまででございますので、もしそれが気になるようでしたら、それは「又は」ということで変えることも特段こだわりませんけれども、1つのカテゴリーとして、そういう例が、使い方があって、十分内部でも検討いたしましたけども、そういうふうになったということでございます。他意はございません。

齋藤委員　私はこういう法律の専門家ではありませんから、行政の方々がよく検討した上で、深い他意もなく、文言の整理という形で使われてあるならば、それはそれでももちろん信用はしますし、いいのかもしれないんですが、ただ、私の知識のレベルの中で考えたときは、これは「又は」の方が適切じゃないかなというふうに思います。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　施行日までもう少し時間もございますので、改めてこのあたりは再度正しい部分を検討しまして、よりよいところで告示をさせていただきたいと思

っておりますけれども。

小田原委員長　　そこまでやらなくてもいいとは思いますが。ただ、6条の1項、3項はどうなるの。そこも考えるの。「若しくは」というのを「又は」に変えるの。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　　いや、6条は変えない。このままで。

小田原委員長　　そうしたら、ここは「若しくは」になるんじゃないの。「若しくは」で一向に構わないんじゃないの。「若しくは……若しくは」「又は……又は」と続くのを避けようとして「若しくは」と「又は」を、語呂と言ったけど語呂じゃなくて、同意語として、この言葉をただダブらせないで書いただけなんだという説明じゃないの。語呂とかなんとかいうから、それはおかしいんじゃないの。ここのところを変えたのは何か他意があったと思われるというふうになっちゃうわけで、これは全然そういうことじゃありません。2つ並べたときには、「若しくは」というふうに前条にあるから、それに倣って第14条もそういうふうになっているんだと。旧条例だか施行規則は「又は」になっているけれども、これはその次のところに「及び」というのがあって、その次のところの「及び」がなくなっちゃうときに「市内又は、」ではつながらないから、「又は相模原市内」と、ここのところは「又は」を持ってきたから、「若しくは」は上にそろえたんだと。説明はそれだけでいいと思えますけど。何も変えなくたって。いかがですか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　　そういうふうにおっしゃっていただくというのはありがたいですけども、もう一度念には念を入れまして見直しまして、そこは施行日までによりよいものにしたいと思っております。

小田原委員長　　では、そこは預けるということによろしいですか。

齋藤委員　　はい、結構です。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　　すみません。申しわけありませんでした。

小田原委員長　　そのほかに何かございませんか。

では、第55号議案につきましては、特に御異議ないようでございますので、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長　　次に、日程第7、第58号議案　特別支援学級の設置についてを議題に供します。

小海学校教育部主幹　　それでは、第58号議案について御説明いたします。

平成19年度に小学校2校及び中学校1校に特別支援学級を設置するという議案

を提出してございます。

この特別支援学級の名称でございますけれども、学校教育法の一部改正に伴い、今まで国は特殊学級、東京都では心身障害学級との名称が特別支援学級に変更になりました。本市においても、従来の心身障害学級から特別支援学級へと名称を変更いたします。なお、従来の障害種別でございます知的障害、情緒障害、難聴及び言語障害等の呼称については変更ございません。

それでは、この内容でございますけれども、設置する学校及び障害種別につきましては、まず知的障害学級ですけれども、八王子市立別所小学校に1学級、八王子市立檜原中学校に1学級、次に情緒障害学級ですけれども、八王子市立上柚木小学校に2学級を開設しようとするものでございます。知的障害学級につきましては固定学級、情緒障害学級につきましては通級学級でございます。

開設日は平成19年4月1日です。

設置の理由ですけれども、昨年10月に御承認いただいております八王子市特別支援教育推進計画に特別支援学級の設置が位置づけられておりますけれども、特別支援学級対象児童生徒というものは引き続き増加が見られ、知的障害学級対象児童についても早期からの適切な指導を必要とするため、特に多摩ニュータウン地域の増加に対応するため、新たに別所小学校に設置するものでございます。

中学校の知的障害学級の開設につきましては、中心市街地に位置する第三中学校の知的障害学級への増加が著しく、その緩和を図ること。また、八王子市特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育体制の拠点となる学級を周辺地域へ整備することを目的として、新たに檜原中学校に設置するものでございます。

情緒障害学級の設置につきましては、特別支援教育の考え方が広がりを見せる中、多摩ニュータウン地域の南大沢小学校に設置の情緒障害学級への入級児童が増加しております。その緩和を図るため、新たに上柚木小学校に設置をしていこうというものでございます。

なお、改修工事につきましては平成19年度予算、2,040万で工事を予定しております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 指導室の説明は終わりました。

本案につきまして御質疑ございませんか。

齋藤委員 根本的なところでちょっと質問があるんですが、この4月からスタートする特

別支援教育と非常に大きな、もちろん密接な関係を持っていると思うんですけども、こういうやはり固定学級とか通級学級というのは、このノーマライゼーションの精神の中ですべての学校の中でいろいろな受け入れ体制を整えていこうと言っている中で、固定、通級というのはいろんな学校に今後もずっとやっぱり必要性として、これはこれでニーズにこたえて設置していくというお考えなんですか。

小海学校教育部主幹 現在のところ、保護者のニーズもやはりいわゆる固定学級、通級学級での個別の指導というか、そういうものを求めているところがございます。国・都におきましても、現在のところ固定、通級をなくそうという動きにはまだなっていないので、八王子市も同様に、やはり保護者のニーズに対応するためには引き続きこのような形をとっていきたいと思っております。

齋藤委員 こういう問題が持ち上がったところで、ちょっと根本的なんだけど、私が勝手にちょっと認識を間違えていたのかどうかかわからないんですが、私はこの特別支援教育というのは一番最初に東京都から話があって、予算をいただいてスタートして、平成19年の4月からスタートするんだって、もう2年もやっているわけですよね。その一番当初のときには、固定とか通級というのはもうなくなっていくんだと。イメージ的にね。すべての教室の中で、すべてのクラスの中で受け入れていく。学校全体で面倒を見ていくんだと。ノーマライゼーションの精神でやっていくんだというふうな受けとめ方を最初はしたわけなんですけど、その最初の受けとめ方が私は間違っていたのか。途中でやはりちょっと東京都の制度というのが、やり方が変わってきたという考え方。どうも私はそんなイメージを持っているんですけども。

小海学校教育部主幹 おっしゃるとおり最初のイメージは、この特別支援教育体制というのは、すべての固定、通級をなくして、通常学級で対応するんだという国も都もそういうイメージというか、そういうものは持っていたようなんですけども、たしか平成16年の夏ごろでしたか、東京都はパブリックコメントを実施して、その中ではそういう課題を持ったお子さんについては、既存の固定学級、通級学級も残してほしいという、そういう大きな御意見がたくさん寄せられまして、それを東京都は特別支援教育の中間答申の中で、方向転換とは都は言ってないんですけども、基本的に現在のような形での方向を示しているところでございます。

小田原委員長 方向転換じゃなくて段階説かな。だから、そこでとどまっちゃったわけね。というのは、法制化の前はいろんな議論があって、いいビジョンを掲げていたんだけど

も、実際に法制化するに当たっては階段1段階でとまっちゃったという理解だろうね。だから、これは法律がそうなっちゃったから、この段階でしかしようがないという話ね。だから、その中で八王子としてもちょっと八王子の特別支援というのか、これまでの特殊教育をどうするかというのができればよかったんだけど、その能力まではなかった。ごめんなさいという話じゃないかな。違いますか。

小海学校教育部主幹 委員長がおっしゃる部分、非常に多々あるかと思います。

齋藤委員 まさしくそのところは、私も個人的な意見を言わせていただくと、この固定学級とか通級学級があること。そのメリット、デメリットがやっぱりありますよね。どちらにも、こういう学級を残していった方がいいという考え方は自分の中にもあるんですよ。でも、ノーマライゼーションの大きな最終的な目標としては、やっぱりこういう学級というのはなくなって、すべてのクラスでみんな受け入れられるようになるのが、何年先になるかわかりませんが、そういう世の中に変わっていくのがいいという気持ちもこの中の半分にあって、これは葛藤ですね。非常に難しいと思うんです。だからこそ、これが4月からスタートするときに、いろんな方からいろんな意見が教育委員会に入ってくると思うんですよ。これについて賛成だ、反対だ。そのときにやはり揺るぎないというか、ある程度骨太のしっかりとした、八王子市としてはこういう体制でやっていくんだというものをつくっていかないとならないなというようなところを感じるんですよ。

それでここに帰っていったときに、最初の質問になっていくわけですけど、今後そうすると八王子としては、固定とか通級を今ここで3校やっていくわけですけど、これからはなお増やしていく予定があるんでしょうか。

小海学校教育部主幹 先ほど申し上げました昨年10月の特別支援教育推進計画の中でも、当分の間、毎年3校、4校をしていこうというふうに考えてございます。

小田原委員長 よろしいですか。だから、そういう点では考え方というのを変えたんだよね。そっちの方がメリットがあると。人的にも財政的にも余裕を持って臨めるんだと。これは国とか都からの人の配置があるわけだから、こっちの方が有効だという判断で、この方向で進めよう。全部の学校に受け入れるという形をこの形でもって進めていこうということ。そういう点では方向転換かな。

だから、この中に都立の養護学校、八王子東と八王子養護学校と盲学校を入れておいて、さらにすべての小学校がこういう丸印がつくという方向を目指しているんだというのが今の段階、そういう理解でいいんじゃないですか。いかがですか。そうなると思った形にな

るかもしれない。そのときに学級を外すか外さないかは別にして、センター的な部分というのはやっぱり、センター的というのかな、取り出しができる形はここでできていくということなんだろうね。これでしょうがないかなと。国も都もそういう方向だから、八王子が独自にできるかといったら、それは金も人も採用できないわけだから、今はこの段階かな。何かほかにございせんか。

川上委員 先週でしたか、先々週でしたか、特別支援教育の研究報告会がございましたね。それを聞きに行かせていただいて、その当日にもニュースがありました。障害のあるお子さんがどこか雪の中で川原で見つからなくなっちゃった。行方不明になったというニュースがあって、翌日には知的障害者が1人で生活している人が何かの犯罪の目標にされちゃったという、被害に遭ったというニュースがありましたね。私たちはこういうところで考えなきゃいけないのは、障害のある方たちをどのように社会に行って特別支援教育ということもありますし、生活も支援しなきゃならないということ。理想は理想でありますけど、現実というものもありますので。第三中学校というお話が出ましたけど、第三中学校の今は心障学級というところで学生たちのインターンシップをさせていただいていますので、現実のところを見せていただいているんですね。ですから、もちろん理想は理想ですし、それから、そうしていこうということは理論上はありますけれど、現実というものはやはりその人たちに一番被害のないようにということ、一番利益になるようにというふうに考えてあげるのも1つの考え方じゃないかと思って、きれいごとで済まない部分もあるんだということは心していなければいけないというふうに思います。

小海学校教育部主幹 この特別支援教育は、最終的には障害のある方、ない方ももちろんそうすけども、社会的な自立を目指すということが最終ゴールという形になりますので、その中の体制づくりの第一歩というふうに考えてございます。

小田原委員長 社会的自立というから困るんだよね。

川上委員 ですから、この間の事件はそういうことだというふうに思います。そういう事件は多いと思います。事件に巻き込まれるようにしちゃうことはないというふうに思うんですけど。

小田原委員長 みんなで支えていかなければならないんですよということをどうみんなにわからせていくかという、そこは除かないと。特別支援という言葉は私はよくないと思っているんだけどね。

細野委員 難しいな。自立といったら自立ができないんだから、それを社会で支えてい

なければいけない。

小田原委員長　できないんだからね。できないなんていうと怒られちゃうけど、非常に難しいわけだから、それをどうやって一緒に暮らしていけるようにしていくかという。

川上委員　すごいですよね。そういう事件といいますか、本当に逆に気の毒です。

小田原委員長　だから、親や兄弟を考えたらもう大変なんだから、それをみんなで。

川上委員　きょうもありましたね。つくっていた施設、認められてない老人ホームのこともありますよね。結局これは社会ですよね。それこそさっきの社会教育ですよ。そういうことにもなるんだというふうに思うんですけど、生涯学習ですから、人間がみんなそのようになっていかなければ社会そのものはよくなる。ここで全部はできないというふうに思いますけど、そういうところの一端でもあるんだということは心してなきゃいけない。

小田原委員長　そのステップなんですね。ほんの小さなステップなんですから。

齋藤委員　そうすると、今の話を聞いていて、やっぱりちょっと思うんですけど、特別支援教育の大前提から考えると、ここでできる固定学級も通級学校も、知的障害者学級と、いわゆる情緒障害学級。そこに通う子たちというのは、いわゆる知的障害認定とか情緒障害認定とか、そういうものを、これはちょっと確認ですけど、受けたというか、そういう子じゃなきゃいけないとか、最初に言っていた特別支援教育のすごいところというのは、そういう認定がある、なしにかかわらず、ふだんの普通の子でも不安定な子だっているわけだよね。やはりそういうところでくっっちゃわないで、固定とか通級。普通そこにいる学校の子でも、例えばここで言うならば、別所小学校の中に固定学級ができるわけですけども、そこで何組かの男の子がふっとそこの教室に行くことも可能なの。そういうシステムをつくっているかどうかということ。どうなんですか。

小田原委員長　特別支援教育というのはADHDとかLDだとかという方向にすぼまっちゃったところに、こういう結果があるんじゃないですか。

小海学校教育部主幹　まず、今の現在の固定学級とか通級学級にいわゆる診断名というか、医者の診断書が必要かどうかというところですけども、原則は必要としているんですけども、やはりなかなかそこまで、保護者の理解等もあるんですけども、そこまではいかないけれども、疑いのあるお子さんについても、特に通級学級の方ですけども、そちらにつきましては診断書がとれなくてもやはり通っている例というのはございます。特にここで学校教育法の一部改正につきまして、新しくLDですとかADHD、そういうお子さんについても対象になったというところだと、必ずしも診断書がとれるというところ

まではなくても、疑いがある、そして保護者の希望というか、同意が得られるものにつきましては、その中で受け入れるという形になっております。

小田原委員長 そのほか何かございませんか。よろしゅうございますか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、第58号議案につきましては特に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、御異議ないものと認めます。よって、第58号議案についてはそのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第8、第59号議案 八王子市こども科学館の入館料の免除についてを議題に供します。

本案についてこども科学館から説明願います。

森生涯学習スポーツ部主幹 では、第59号議案 八王子市こども科学館の入館料の免除についてを御説明申し上げます。

本議案については、昨年7月1日に料金体系の変更をし、その機に7月1日から19年の3月31日まで、プラネタリウム利用促進キャンペーンという命名のもとで、プラネタリウム観覧者に対して入館料の免除をしているところでございます。ここで引き続き、4月1日からことしのプラネタリウム開始の時期まで継続するというところでございます。

継続の理由としましては、プラネタリウムを多くの市民によりよく鑑賞していただくこと。それともう一つ、平成19年度に予定しておりますプラネタリウムの機器の更新をPRすること。2点を重点とし、利用促進キャンペーンの継続をするものであります。

なお、キャンペーンの名前は「サイエンスドーム八王子 プラネタリウムリニューアルキャンペーン」といたしました。これに基づき、八王子市こども科学館条例施行規則第6条第1項第3号に基づき入館料の免除をいたしたく思います。御審議のほどお願いいたします。

小田原委員長 ただいまこども科学館の説明は終わりました。

本案について御質疑、御意見ございませんか。いいですか。この趣旨からいったら、キャンペーンが終わってもこの値段でやったらどうですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 基本的に今、プラネタリウムの更新をということを考えています。その中のプラネタリウムの、今あるプラネタリウムと今後導入するプラネタリウム、

大分違います。様相が違います。今までののはスライド方式ということで、静止画像が主だと。今度はデジタル式になりますと、動画が導入されます。そうすると、世界が全く変わってくるということなので、そのところは少しどんなものかということを導入の中で考えた中で、デジタル式の持つ価値を勘案しながら、この観覧料を定めていきたいということなので、当面はこの金額でいきたいということでございます。

小田原委員長 動画の部分も出るの。

森生涯学習スポーツ部主幹 出ます。

小田原委員長 この期間中に。

森生涯学習スポーツ部主幹 出ません。この期間中は出ませんけれども。それと、実はこの期間中にデジタル式のプラネタリウムも少し宣伝しようということもありまして。

小田原委員長 出なかったら。

森生涯学習スポーツ部主幹 基本的には平面では出ますけれども、どんな内容かというのは出るんですけども、実質的にはこれからですけど。

小田原委員長 例えばヘラクレスの何とかという星座が出てきたら、これは漫画で流れるの。そういうのはないの。

森生涯学習スポーツ部主幹 新しいプラネタリウムは、実はこれは全く考え方を考えていただきたく、光学式プラネタリウムがありまして、それは星だけ映る。今までは、スライド式というのは絵しか出ない。今度はデジタル式になりますと、デジタル式自体に星が映るんです。光学式を映しながらデジタル式が後ろの画面に出て、それで、じゃあ、土星に行くにはどうしたらいいかということ、土星のことがずっと入り込んで、中にいろんな説明が出てくるということで、全く違う世界になってくるという、こういう形なんですね。

小田原委員長 世界が違うんだ。

齋藤委員 ちょっといいですか。私、今話を聞いていて、えっと思ったんですけど、個人的に好きですから、ちょくちょく行っているんですよ。ウルトラマンの静止画も見ましたよ。あれ、何年か前に全天の恐竜のやつを八王子市のあれでやっていて、あれは動画だったですよ。非常にきれいな、あのすばらしいものが八王子市でも、えっ、こんなものができるのかと思って、その後、見に行っていたら、今度静止画になっちゃって、ちょっとウルトラマンのはさすがに子どもだましたなという形になっちゃったんですけども、その前に見たやつがすばらしいのがありましたよ。何年か前に。あれはどこから借りてきたんですか。

森生涯学習スポーツ部主幹　今の全天周映画、70ミリのフィルムで映してございます。

ですので、フィルムは映画だけの話の中で、映像をドームの中で映した。今度は全く違ってデジタル式というのは、投影機自体が3次元の動きがドームの中に映される。それと同時に星とも連携を図れるということで、全くちょっと違います。

小田原委員長　世界が違う。どうぞ御期待ください。

齋藤委員　必ず見に行きます。

小田原委員長　やっぱり700円。

森生涯学習スポーツ部主幹　700円は前の段階です。今は500円と200円。

小田原委員長　いや、だから、全く世界が違うと700円とか900円とかってなってくる。

森生涯学習スポーツ部主幹　その値段の価値はこれから決めたいと思います。

齋藤委員　安くしましょう。

小田原委員長　500円でできるんだっただら500円でやってくれるといいね。まあ、無理でしょうけども。

そのほかいかがですか。

では、この期間中はこの値段で、PRと入館者の増を図る。

森生涯学習スポーツ部主幹　一応予定としては、12月1日から3月の春休み前まではプラネタリウム休止期間という、工事期間といいますか。春休みに向けて新しい機械の稼働をしていこうという考えでございます。

小田原委員長　多摩六都館が無重力何とか状態を何とかするって子どもたちがいっぱい集まったという話があったよね。だから、ああいう企画をうちも取り入れて、いろんな形で入館者の増を図る。周りにぜひ喫茶店だとか何だっけ、齋藤さんが前にいろいろ言っていた、せっかく何年生かが来たときに、あるいは何年生に限らず、入館者が来たときに、来ているいろいろなものを、それこそ世界が広がる形のものを用意してくれると喜ぶんじゃないですか、みんな。

森生涯学習スポーツ部主幹　私も旭山動物園のことも少し研究しました。3本ありまして、よいものを企画する。それからきちっとした情報発信をしていく。3番目に料金が安い。これがお客さんを呼ぶということであります。きちっとした情報をいかに提供できるか。改めてまたそこに来たときに、また来たいという、その好奇心をわかすという、こういうことが大切なので、行政としてはなかなかそれが難しい分野であるということは確かにあ

ります。行政マンとして難しいかな。でも、やっていかなきゃいけないなと。

小田原委員長　例えば皆さんが向こうからこっちを見ているわけでしょう。皆さんがここに座って向こうを見るみたいな、そういうことが必要だということなんだよな。旭山動物園はそれをやっているから、しかも料金が安いから、わざわざ飛行機で行くというような話になる。飛行機で行く方が高いんじゃないですか。上野の方が安いんじゃないですかと。いったって行っちゃうわけだね。

森生涯学習スポーツ部主幹　それは多分展示物というか、失礼ですけど、動物も展示となると、それをいかにどうやって見せていくかというのが大事な話で、飾ってあればいいという話ではないと思います。それには我々、展示物をよく熟知してないと、なかなかアピールもできないし、なかなか難しいところがあるという。

小田原委員長　そうか。ない知恵を絞ってと。いったってそうじゃないんだ。ある知恵でもって絞らなきゃいけないということなんだね。

森生涯学習スポーツ部主幹　そうです。

小田原委員長　わかりました。

森生涯学習スポーツ部主幹　ない知恵はないんですよ。

小田原委員長　ということですので、大いに期待して、500円をお願いしたいと思います。

では、よろしいですか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、第59号議案についてはこのように決定するということで、よろしく御発展をいろいろ試みていただきたいと思います。

森生涯学習スポーツ部主幹　それともう1つ、今、プラネタリウムは新しい番組をやっているんですが、愉快的なプログラミングロボットネピューンとなっているんですけど、これは地球のことを話しているんですが、その最後の方に美山小学校と浅川中学校の環境教育の取り組みを少し流しています。新しい試みとして。今度学校がそういうことを取り組みましたら、一緒になってそういう番組を取り込んでいくのも1つの手かなということもやっていますので、よろしく願いいたします。

小田原委員長　美山と浅川か。もっと広げる形のことをね。美山と2つだけにしないで。ぜひよろしく願いします。

小田原委員長　それでは続いて、報告事項ですか。

では、報告を事務局から順次願います。

岡本学校教育部参事　指導室の方から八王子市のキャリア教育について報告させていただきます。指導主事の方で報告させていただきます。

佐藤指導室指導主事　本市のキャリア教育の推進につきましての全体構想と中学生の職場体験につきまして、本年度整理いたしましたので、報告させていただきたいと思います。

お手元に資料といたしましてA3のもの、そしてA4のもの、2枚お配りさせていただいております。

八王子市のキャリア教育につきまして、私どもでは大きな進路指導という枠の中におきまして、働くことということについて焦点化した教育であるというふうにとらえ、そして個々のキャリアの発達段階に合わせて連続的、系統的に積み重ねていくもの、特に児童生徒の1人1人の勤労観、職業観を育てる教育というふうにとらえ、キャリア教育を進めてまいった次第でございます。

各学校におきまして、教育課程の編成時においては、キャリア教育の視点も持つように、そして教育課程の中にその言葉またはその実践を入れていくよう指導しており、進路指導の全体計画を作成いただき、提出もいただいているところでございます。

大きなA3の紙の中には、小学校1年生から中学校3年生まで、1つの例でございますが、段階を踏みながら進めていくという例を記載させていただきました。

そういった中におきまして、本年度特に中学校2年生を中心に職場体験学習を各学校、中学校全校で実施をしております。実施状況につきましては、3日を中心といたしまして、約半数の学校が3日というところを体験実施という形で行っておるところでございます。

私ども教育委員会といたしましては、その学校を支援してまいるために、中学生の勤労・奉仕・福祉体験、そして職場体験支援事業と打ちまして、庁内で組織をつくって、各学校を支援してまいっているところでございます。他の課といたしましては、産業政策課・こども政策課・協働推進課・健康福祉総務課・生涯学習総務課と連携しながら、庁内組織を立ち上げております。そういった中におきまして、その庁内組織においては業界団体や企業等へ体験受け入れ先を呼びかけております。また、受け入れ先事業所の一覧をいただきまして、各市立小中学校が体験できるような手だてをしております。

また、文部科学省の事業といたしまして、「キャリア・スタート・ウィーク」を受けております。そして各学校、中学校25校には予算措置をさせていただいているところでござ

ざいます。

また、東京都の事業でございますが、「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo」の中でそちらを受けているという形をとりまして、事業所に訪問する際の器物損壊等の保険につきまして入らせていただいております。

来年度につきましては、校長会との連携のもと、現在行っている日数に対しまして、プラス1日を目安として実施をしていくということで、20年度5日間程度の実施というところを目指して、段階的に充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

小田原委員長 指導室からの報告は終わりました。

何か御質問、御意見ございませんか。

八王子市のキャリア教育、どこに八王子市としてのものがあるというふうに言えるんですか。

佐藤指導室指導主事 八王子市のキャリア教育の中の1つの特色となるかと思えますけれども、ここの中の実現よりもA4の方を見ていただいて、特に職場体験というところになってまいりますが、八王子市という市の大きさ、または学校数というところから、5日間必ず連続というふうに例えば職場体験を行ってくださいというお話ではなくて、5日間を例えば各学校の状況に応じて適切な時期または日数、例えば3日、2日と分けていただいたりとかという形で実施していただく。または職場体験というところにつきまして、社会体験すべてを職場体験、奉仕的なものも含めて入れていくという形で実施しておるところでございます。

小田原委員長 それだと、ごまかしているというふうに言われませんか。

佐藤指導室指導主事 例えば保育所とか福祉施設等で職員とともにやっていたらいるというところで、そのようにさせていただいているところですが。

小田原委員長 八王子市は国の指定を受けているんですって。

佐藤指導室指導主事 はい。文部科学省の。

小田原委員長 そうすると、それは文部科学省、あるいは東京都が進めようとしているのと違うからという、そういう指摘を受けませんか。

佐藤指導室指導主事 東京都につきましては、20年度5日間程度ということで、連続という言葉は使っていないということでございます。文部科学省についても5日間ということで示されておりますが、その部分につきましては協議を東京都といたしまして、それ

で大丈夫ということで確認をとらせていただいているところです。

齋藤委員　ちょっと1つよろしいですか。その職場体験、この文面を読みますと、現在は3日間の体験の実施を推進しているということで、事前と、その後の指導も含めて5日と括弧で書いてあるじゃないですか。今後目指していくものが平成20年に年間5日ということになっていくと、この理論からいったら、その5日間に職場体験をする事前、その後ということを見ると、7日間という形になってくるということもあるわけでしょうか。

佐藤指導室指導主事　実体験としての5日間というふうにとらえております。

小田原委員長　前後も場合によってはあり得る。

佐藤指導室指導主事　前後というところも含めると、委員のおっしゃるとおり7日間というところも出てくるかと思えます。

小田原委員長　私が言っているのはこういう字づらのことじゃなくて、学校の中で平素、勤労観・職業観を育成していく、そのカリキュラムはどうなっているんだということを示せということなんです。文部科学省が言っているのはこういうことだろうと思う。あるいは研究協力者会議が言っている事柄というのは、これでいいというふうになるかもしれないけれども、そうじゃないでしょう。

そもそも言っているのはどういうことかという、世の中は変化しているわけですよ。昔はこんなことを言わなくて、親の働いている姿を見ながら、子どもたちは自分たちの役割分担というのがわかって、庭掃除をやったり、まき割りをやったり、炊事をやったりしていたわけですよ。ところが、家庭でそういうことが全くななくなっちゃった。そして、しかも、今度そういうことをしなくて、ほかのいろんなものが職業と言われるようになったわけでしょう。そういうのを見て、じゃあ、どういうふうにそれに対応する子どもたちを育てていくか。

一方で、世の中、何だか知らないうちにニートだとかフリーターとかいうようなのがふえちゃった。でいいのかという、そういう焦りがあるわけだ。学校でどういうふうにしていくかというところをきちんとやっていかないといけないんじゃないか。それを5日間どこかへ行って、齋藤さんが盛んに言う、あれが職場体験かというのをやって、キャリア教育をやっていますということにならないだろう。しかも、関連事業としてやっている事柄があんなものに50万も金を出している。とんでもないこと。で、キャリア教育をやっているなんていう話では困るんだということをお願いしているわけだから、もうちょっと質の高い八王子の中身を示してほしいと私は思っています。これはこれとして外に見せる

分にはいいですよ。だけど、いかがなものか。

岡本学校教育部参事　御指摘は前回もいただいております、きょうまた御指摘いただきました。大きい紙の真ん中辺にキャリア教育の実践例というふうにかかせていただいておりますけども、これは実は本市で今行っている学校の多くの例を私どもなりにまとめた流れというふうになっておりますので、この辺を私どもとしてももう少し詳しく把握いたしまして、適切な資料としてまとめたり、あるいは学校と連携して今後さらに学校での取り組みの充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

齋藤委員　小田原委員長がもういろいろと言ってくださっているから、私も再三言っていることですから、やはり八王子市独自のすばらしい何か企画、考え方というのを構築していきたいなというのは考えるわけですよ。本当に私のところでも民間として受け入れたんですけれども、最近はやめたんです。どうしてもやはり中学生の方々が来ても、ちゃんと教えられない。こういうのを読めば読むほど、職場体験のしっかりとしたものができているという自信がなくなってきちゃったんですよ。当社で受け入れてもお客さんなんです、本当に。だから、けがさせないように時間内預かって帰しているだけで、これではうちでは意味がないなと思って、最近はお断りしているというのが現状なんですよ。

何かそういうことではなくて、ただ行っているからいいやじゃなくて、やはり本当に意味のある子どもたちに体験させることがほかにも何かいろんな方法があるような気がするんですよ。そこら辺はともに考えていく。お願いしますだけじゃなくて、じゃあどうすればいいんだということをこちらも考えなきゃいけないと思うんですよ。何かやっぱり、さすが八王子市だな。これこそ子どもたちにいろんなものが伝わるなというようなことをしていきたいなというふうにいつも思っていますけど。

小田原委員長　例えば佐藤さんは教科は何でしたっけ。

佐藤指導室指導主事　社会科でございます。

小田原委員長　理科の先生に伺ってみればわかると思うんですけども、理科の実験があるでしょう。教科書は理科の実験をどういうふうにするかというのも全部書いてあって、結果まで書いてあるんだよね。それで実験をやっているわけだ。先生方はペーパーを渡して、実験結果を記入しなさいと、こうやるんだけど、その実験の結果を書くんじゃなくて、教科書にある結果を書いているという話は私の独断と偏見ですか。

そういうんじゃなくて、教科書を使ってそういうふうにするというんじゃなくて、今、齋藤委員が言っているように八王子として特徴というのか、特色というのか、そんな大げ

さなことを僕はお願いしているわけじゃないんですが、実際にどうやったら職業観というのを育てられるかなということをつくってほしいわけ。それで、そういうふうにやってくださいと。結果の何とかを数字を入れてくださいという話じゃないんだよな。

細野委員 僕も実はニート、フリーターの指導をやっているのね。やっていて思うんだけど、今、八王子独自というのは八王子の地域性を生かしたというんじゃなくて、こういう形でみんなどこでも同じようなキャリア教育をやっているでしょう。ここに思想というか、哲学がないの。それを盛り込まないと八王子独自というのはできないということですよ。

例えば八王子地区でもそうだけど、我が大学と法政大学が一番学生の人数が多いわけ。それから、私たちのセミナーに来る率ってやっぱり高いわけ。ということは、要するにどの大学だってある一定割合でそういうことが起こるわけ。3年に30%ぐらい自分が勤めたところをやめちゃうわけですよ。どんどんニート、フリーターの期間が長くなって、どうしようもないのがたくさんいるわけですよ。そうしたときに、働かってどうということなのかということが小さいときからどんどん少しずつわかっていくような、そういう教育課程をどうやってつくるかということを考えないと、どこにもあるようなものになって、八王子独自のものができないと、こういう話なんです。そこをこの中にどういうふうに埋めてくれるかということですね。

そうすると、例えば社会人として当然持たなきゃいけないような積極性とか、考え抜いて自分で判断する力とか、人とのコミュニケーションをとったり、いろいろなところで教え合ったり支え合ったりするような、そういう人格が形成されるような社会教育というのはどうやってつくったらいいのか、キャリア教育をどうやってつくったらいいのか。大企業に行けばいいんだとか、そういう話じゃないわけです。そういうふうを選ぶから、第二新卒ができたり、ニート、フリーターになったり、いろいろするわけです。もっと価値観の多様性というのはあるんだし、そういうところを教えるようなキャリア教育というのは八王子はこうやりますというものがあっていいんじゃないかと思いますけどね。

小田原委員長 どうですか。できますか。

川上委員 私もここに来てよくわかりませんが、何か言葉にして、例えばキャリア教育なんて私たち、とても耳に新しい言葉なんだけど、今おっしゃったように当たり前で日常のキャリア教育でなければいけないんだと思うんです。小学校の中でも、それから放課後でも。それこそさっきここに出てきている問題、ここで話していることが全部つながって

なければ意味のないことだというふうに。職業観とか出てきましたら、民間はやってますよ。キッズニアなんて子どもが職業として、ああいうものだって本当に子どもたちにとってはほかではないからやる。昔はおままごとということでそういうことをやっていたんだと思うんですけども、そういうことがなくなってきている。

それから、何か言葉があって、その言葉に政策だか何だか知りませんが、それに間に合わせようと思って何かをしたって何もならないんじゃないかというのは、しばらく私ここにいて感じる場所ですので、今言ったようなことは実が上らなければ意味がないのではないか。実が上がるんだらば、何もこんな企画は要らないのではないかというふうに感じています。

小田原委員長 非常に難しいことだと思いますけど、ここをやらないと、こういう何とかさんが来て講演するといっても感動にならないんだよな。そこをぜひきちんと位置づけてほしい。よろしいですか。

齋藤委員 もう1点。国語の専門家である小田原委員長にちょっとお伺いしたいところもあるんですが、私どうしても……。

小田原委員長 だめだよ、「又は」と「若しくは」の違いを言えなんて。

齋藤委員 いえ。奉仕という言葉に何かひっかかりがあるんですよ。高校で今度奉仕の時間とか始まりますよね。八王子市も今この中で中学校の勤労・奉仕・福祉体験。この奉仕というのは上から何かさせるものではないというようなイメージが私にはあってしょうがないんですが、何か八王子市の中からこれにかわる言葉に変えていけませんか。どうしてもこれを使わなきゃいけないわけじゃないでしょう。

小田原委員長 戦後生まれでこだわるといのはちょっとよくわからないけども。私たちが多少は勤労奉仕とか奉仕という言葉に若干こだわるものはあるけれども、齋藤さんがこだわるとなると、ちょっと考えなきゃいけないのかなとも思いますけれども。

齋藤委員 きれいじゃないという気がするんですよ。美しくないというか、無理やりやるというイメージがあってしょうがないんです。

小田原委員長 人によってなんだろうけど、奉仕はあくまでも奉仕であって、字のごとしであって、何も人からやれというふうにしてやるものじゃない。けども……。

岡本学校教育部参事 言葉云々というよりも実際に子どもたちは自分たちで職場を探してきます。そういう中で自分の将来の職業、こういう職業をしてみたいとか、今、社会的にこんなことが話題になっているという中で、例えば社会福祉施設であったりとか、そうい

うところを探してきているわけですので、学校の方では奉仕活動をやりなさいと。学校でここを見つけてきたから行きなさいという形では決してやっておりませんので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

小田原委員長 言葉で言えば、奉り、仕るなんですよ。ただ、敬語について今度5種類になりましたから、余計わかりにくくなっちゃったかもしれませんけれども。これはとうとうい気持ちなんですよ。奉仕そのものは。それをどうやってつくってくるか。だから難しい。あらゆる教育活動を通じてというのがそこにあるだろうと思うんだよね。これは道徳も規範意識もみんな同じですよ。

だから、昔は都研のころでしたか、研修センターのころでしたか、規範意識について、あらゆる教育活動について、小学校から中学校、小学校の学習指導要領、縦横全部見て、穴ぼこが抜けている部分はどうするというような、そういう報告書が出たと思うんだけど、あらゆる教育活動を通じてやるときに、どこでどうやるか。どうしたってだれかにみんな預けちゃう。だから、こういうものが必要になってくるとなってくるんだろうけど、そうじゃなくて、それぞれの1人1人の教員がどこでどういうふうにするか。

川上先生がお話しになったようなところを自分も身につけてなきゃいけないことなんだよね。それを教員にわかるようにという。そうしないと、細野さんの仕事をもっと広がって大変だとなってくると思うんだよね。齋藤さんなんか断っちゃっているんだから。今度逆に頼みに行かないといけないとなっちゃう。齋藤さんがやってくれなきゃね。これもちょっと困るわけだから、もう一回齋藤さんにやってもらうようにするにはどうするか。大変ですけど。言っている話は大変です。できなかつたらやると言っていますから、皆さん。よろしいですか。

では、指導室、続けてありますね。

岡本学校教育部参事 死亡者の叙位・叙勲の受章について御報告申し上げます。

2名の方が受章いたしましたので、御報告を申し上げます。1名は、元八王子市立第四中学校長の小山俊一さん(享年85歳)でございます。発令年月日は平成18年11月17日、これが死亡日でございます。もう1人の方は、元八王子市立館中学校長石毛節さん(享年70歳)。発令年月日は平成18年10月25日でございます。

以上でございます。

小田原委員長 死亡者叙位・叙勲の受章なんですが、よろしいですか。年齢で正従分かれちゃうわけ。

石川教育長 いやいや、そうじゃなくて、これは多分、前に上の方は勲五等瑞宝章をいただいているから、だから叙位だけなんですわ。

小田原委員長 よろしいですか。

では、これは死亡叙位ということで、続けての報告を指導室。

小海学校教育部主幹 それでは、特別支援教育報告会の参加状況について御報告いたします。

平成19年2月7日実施の水谷修氏講演会及び2月8日実施の特別支援教育報告会の参加状況について御報告いたします。

まず水谷修氏講演会ですけれども、午後6時から市民会館で開催をいたしました。入場者数1,416名と多くの市民の参加をいただきました。なお、講演に先駆けて、本市の特別支援教育体制についても10分程度説明を行いました。

また、本市の特別支援教育体制整備に向けた平成16年度から18年度までの取り組みと成果について、2月8日午後2時から4時15分まで、いちょうホールにおいて報告会を実施いたしました。入場者数は470名でした。

両日のアンケートの結果は別紙の資料のとおりでございますけれども、水谷氏講演会のアンケート回収数は184件、特別支援教育報告会は56件でした。

水谷氏の講演会の感想につきましては、「良かった」、それから「まあまあ良かった」が184件すべてということで、100%ということになりました。特別支援教育報告会につきましては、「良かった」「まあまあ良かった」が55件で98%、「あまり良くなかった」が1件という結果でございました。

報告は以上です。

小田原委員長 ただいまの報告につきまして何か御質問、御意見。

齋藤委員 ちょっとまず根本的に聞きたいんですけども、この報告の中で学校関係者と一般市民という分け方がありますが、例えば青少対に所属している人ですとか、PTAの関係者というのはどっちに入っているんですか。

小海学校教育部主幹 まず、この水谷氏の講演会につきましては、たくさん応募者が……。

齋藤委員 すみません。次の日の8日に限って聞きたいんですけど。

小海学校教育部主幹 8日の日。

齋藤委員 ええ。ここで学校関係者345人と他市町村関係者12人、一般市民113人とあります。例えばPTAの関係の方ですとか青少対の方も当然来たわけですよ。小海

さんとしてはどちらに含まれると思いますか。

峯尾指導室主査 P T Aの方は学校関係者の中に多く含まれていると思います。ただ、P T Aの方であっても、御自分で学校を通さずにチラシを見て参加されている方なんかもいらっしゃると思いますので、正確にきちっとした数字は出ておりませんが、おおむね学校関係者に含まれていると考えております。

齋藤委員 それで、ちょっと私、苦言を言いたいです。最後の質疑応答のときに、学校関係者の方は御遠慮くださいとおっしゃいましたよね。だれが質問するんですか。つまり、高い意識を持って青少対の方だとかP T Aの関係の方もたくさん来ていらしかった。私、会場を見ても、わざわざあの時間帯に来てくださった方もたくさんいらしかった。その中で質疑応答の時間に学校関係者の方は御遠慮くださいとおっしゃいましたよね。あのとき質問したのが、中P連の現会長の松本さんが質問したんですけど、彼も最後に非常に悩んでいた。まだ知り合いの中に質問したかったけれども、受付のところではやはり学校関係者と書いてくださいと言われたんですって。だから、そこに書きちゃったものだから、質問できないのかと思ったという方がいらっしゃるんです。

何を言いたいかというと、もっとついでに言わせていただくと、私はとにかく8日のあの報告会については、本当に申しわけありませんけど非常に不満なんです。あれだけ大勢の方々を相手にしたんだっいたらいたし方ないのかもしれませんが、川上先生もいらっしやいましたけど、非常にきれいにでき上がっちゃった報告会過ぎるんですよ。

私、小海さんにもあのときに言ったんですけど、単なる当たり前の報告会じゃなくて、いろんな問題点が浮き彫りになるような報告会を聞きたいですねということは事前に私、何度も言ったような気がするんです。

司会を進めていた千葉さんの質問にも、事前にしっかりと何度も練習なさったんだろうなというぐらいのきれいなお答えがぱんぱんぱんぱんと受け答えとしてあって終わった。もっとどうして、ここまで来てですよ、4月からスタートすることについてのもっと大きな問題点だとか、こういう形でやらないと、これは大変だとかという大きな問題点が見えてこない。非常にきれいにまとまった報告会だったと思います。まとまり過ぎちゃっているんですよ。

小田原委員長 どこかのタウンミーティングと同じようなことをやったの。

齋藤委員 本音が見えてこない。そういう感じがしたんです。それが最後の質疑応答のときに、何で学校関係者の方は御遠慮くださいなんですか。聞きに来ている先生が質問した

っていいじゃないですか。ああいうところにおかしさを感じちゃうんですよ。だから、質問する人間が彼1人しかいなかった。彼も悩み悩み手を上げたと言っていました。

小田原委員長 齋藤さんも質問しなかったの。

齋藤委員 質問しませんでした。質問じゃなくて、どちらかという意見を言いたくなっちゃった。

小田原委員長 学校関係者だったわけ。

齋藤委員 あれはちょっとないなと思いましたよ。

小田原委員長 どうですか、それは。

小海学校教育部主幹 まず1つ、報告の内容がきれいにでき上がり過ぎているという趣旨だったと思うんですけども、基本的にこれは、報告の仕方は見せ方だというふうに思っております。その中で1群から5群まであって重複しないようにという、いろいろ私どもも工夫をしたんですけども、その中で最終的に私どもの方から質問して、それを返してもらう。そこまでが発表したかったことだというふうに思うんですね。それを1人の発表者がずっと同じような形で発表を続けていると、どうしても単調になってしまうという中では、質疑応答も含めて、私どもの方は報告したかったことというふうに思っております。

それから、最後の質問でございますけれども、大変時間がちょっと過ぎておりまして、その中で学校関係者というのは、私どもの方が意図したのは、本当に学校の例えば教員とか、そういう方を想定して、その分説明が足りなかったのも、そのところは大変ちょっと誤解を招いてしまったというふうには思うんです。まず1つは時間が短かったこと。そして、学校関係者については別の機会でご質問いただきたいということで、それ以外の方、例えば青少対の方ですとか、一般の市民の方、あとは保護者の方、そういう方に限られた時間の中で御質問いただきたかったなというのがあの趣旨でございます。その中で、結果的に1つの質問しかいただけなかったんですけども、結果そういうことではございました。

石川教育長 今回の質問者のことについては、そのようなことのように思いますが、もう少し質問が出ればもっとよかったのかなと思いますけど、余りにもでき過ぎちゃっているという部分ですけども、私は報告会の性質上当然のことだと思うんですよ。むしろ、ここで指摘をした5つのパターンについて1人ずつがずっと説明していくと重複する部分必ずありますよと。ですから、そこを工夫してくださいと言った部分は非常によく工夫をして、聞く側にとって非常に整理された内容で聞きやすかったと思うんですね。ですから、これはタウンミーティング、意見交換とか、あるいはシンポジウムだとか、あるいはパネ

ルディスカッションと違うんですよ。あくまでもこれは報告会ですから、私はこれで非常によかったというふうに思っているんですけどね。

それから、私の隣に都の参事が来ていましたけど、ほかの報告会はみんなやっぱり最初に私どもが懸念したような対象校となったところが全部1つずつ報告した。重複した部分があって非常に聞きにくかったということは言っていました。内容的にもよかったというふうに、お世辞半分にしても、ほかのところと比べれば非常によかったという評価もしていましたので、私はそれでよかったのかなというふうに思っていますけど。

齋藤委員 実はその後、2月14日に、文句ばかり言っているけれどもあれなので、第二中学校の方で、単位の中学校で2年間モデル校としてやってきましたよね。その報告会も見に行っただけですね。図書室でやっていましたから、当然いちょうホールの何十分の1というような報告会で、これは逆に私えらくおもしろかったし、参考になったんですね。ああやって実践にしていって、いろんな問題点もしっかり浮き彫りにしながら、二中としてこうやって取り組んでいるんだと。こうやって解決して何とか乗り切っている。ああいうヒントというのかな、ほかの学校でも、なるほど、これはやれるぞというような、なるほど、こういうやり方があるんだという非常にためになった。ああやって非常に片やすごくおもしろい報告会が、まあ、小さい報告会だからできたのか。今、石川教育長がおっしゃるように多くの人間を相手にするときには、やっぱりそういう発表会の姿なのかどうかかわからないですけど、二中の報告会は非常におもしろかったですよ。問題点も浮き彫りになって。ああいうものをいちょうホールでも私はやってもらいたかったなという感じはしました。私はこれは正直な意見です。

石川教育長 今の件について私も反対じゃないわけですね。ですから、5つやるというから、それはやめろと言ったわけですよ。せいぜい2つぐらいに絞って、特徴的なところを発表しろと。そうすると、今のような受けとめ方のできる内容の発表になると思うんですね。ですから、そういうことを言ったんですけども、それを受けて事務局としてはああいう形のものでやった。あれはあれで私はよかったというふうに思っていますけどね。

小田原委員長 二中はこの報告会では。

石川教育長 対象校じゃありませんから。

小海学校教育部主幹 重点校なんです。

小田原委員長 重点校だけれど、この中には入らなかったと。だから、別な報告会ができた、やったということですね。

小海学校教育部主幹 はい。

千葉指導室指導主事 昨年度は二中だけだったんですけども、今年度でいいますと、打越中も同じような形で発表させていただきました。今年度ではないんですけど、昨年度は第二小学校の方が、一昨年度、昨年度と2年続けて発表させていただきました。どこの発表も共通しているところは、決して特別な教育ではなくて、根っこはやっぱり個に応じた指導を充実させることと、それをまとめていくということが重要であるということと、それから組織的に対応していくということの重要さというのはどこも発表されていたと思います。そういったものを含めた形で、今回全体の発表会ではまとめをさせていただきました。

12月の下旬ぐらいから各群とのやりとりをさせていただいたのは事実です。約3回ぐらい、お互いにどういうことを伝えようか、伝えてほしいかというようなやりとりをさせていただきました。そういう中で、やはり本市の場合は群ごとの特色を出すということと、それからどこにも共通している根っこの部分ということで、群ごとの特色はそれぞれ出るように話をさせていただく。それとともに、根っこの部分で共通しているところは私の方でまとめとするところで、課題としては直接的な支援、具体的に目の前の子どもに何ができるのか。そこがやっぱり本市にとっての課題であるということと、それからボランティアに対しての研修と教員に対する研修は、やはり大きな課題であるということでは大きな課題として私の方でまとめさせていただいたというところでございます。

以上です。

小田原委員長 齋藤さんにお聞きしたいんですけど、おもしろかったというのは何がおもしろかったかということ大変問題になっちゃうから、そうじゃなくて、二中の発表がこの報告会と違って意味があったというのは具体的にどういう部分で。

齋藤委員 今、石川教育長がおっしゃいましたけど、非常に深く問題点を掘り下げて発表なさっていましたよね。つまり、この2年間取り組んできた中で、こういう問題点もあって、いまだ解決されてない問題もある。そういう問題が事例としてどんどんどんどん上がってきて、A群だとかB群だとかという話なんですけども、その中でこうやって解決してきたという。聞いていて、なるほど、これはほかの学校でもできるなと。私なんかも自分の地域の学校がありますから、地元に戻れば、やっぱり自分の母校もありますし、今度六中の校長にも言ってみようとか、こういうやり方はできるかもしれないという、すごく大きな参考になった。

本当に失礼ながら、その二小のですとか、別所も私も行けてなかったから、二小だとか

別所でも同じような発表会が、報告会があったのかもしれないけど、そういう意味で二中的はすごく自分自身も参考になった。それが残念ながら、いちようホールのあの内容は、そういうものも含めてああいう形をとったのかもしれないけど、どうしてもちょっと言い方が失礼だったら御容赦願いたいけど、上っ面的な、表的なところをぱっと流されたなというイメージがあるんですよ。深みがなかったという感じがするんです。そういった面では、非常に二中の方はどんと問題点を掘り下げて、うまく発表なさっていたと。そういう面で参考になりました。

小田原委員長 視点の当て方が、そうすると。

千葉指導室指導主事 二中の場合、二中のコーディネーターの方も当日、発表させていただいたんですけれども、中学校の事例として取り上げ方というところで、全体の中では小学校が多い中で、中学校としての課題という形で提示をさせていただいて、事例もある程度入れさせていただいたんですけれども、掘り下げるというと確かに不十分だったところがあります。その中学校の事例について詳しく掘り下げて、そこからもっと出てきた課題について確かに出ていたという部分では、すごく参考になったと思います。ただ、限られた時間の中でどうコーディネートするかということになると、あの程度しかできなかった。ただ、委員のおっしゃることはよくわかると思います。

細野委員 じゃあ、今の話を聞いて、僕、提案したいんだけども、要するに総論のこういう報告会もあっていいし、各論でやる場合もあっていいし、その両方がちゃんとつながればいいんですよ。ですから、齋藤委員のやつもいいだろうし、こっちの方もいいだろうし、特別支援教育ということを知りたい人たちは、こういうことを両方やっていったらいいんじゃないかと思いますね。その広報はちゃんとなったんですね。いつはどこでやっていますよ。どこはいつでもやっていますよと、そういうのは出ているわけですね。もしできたら、この特別支援教育の報告会に出たい人たちに、何月何日はどこでやっていますよ、何月何日はどこでやっていますよと。そういうこともやっていいかもしれないですね。だから、両方あっていいんですよ。私はそう思う。

小田原委員長 僕も終わった直後に聞いた話は、こういう研究校とか指定校の発表会って幾つか集めてやるわけだから、そうなると同じような話がみんな出てきちゃう。5校やったら5つ同じ話になっちゃう。問題点は当然同じ部分あるだろうから、同じことを各校がしゃべるといって話になっちゃうって、掘り下げるという話にならなくなっちゃう。だから、今回はそれぞれの学校でコーディネーターがいて、何とか話をするというような、そ

う形式をとったとって、非常にわかりやすい話だったというふうな話を聞いているんですよね。齋藤さんのようなのはまた別なとらえ方をされていて、それはよかったんじゃないかと。つまらなくなかったというふうにむしろ聞いていたわけね。

だから、二中の報告というのは基本的な部分を縦に多分やっていた。そういう話だろうと思うんです。それをそれぞれを横で見えたらどうなるかというのを話し合ったというわけだから、今のお話のようにこういうのもある、ああいうのもあるというので、それを知らしめていくということで。

細野委員 共通論題と特殊論題とは別で、連携していけばいいんです。両方あっていいわけ。

石川教育長 二中の方も報告書をつくって、私のところにももらってありますし、各学校に送っているようですから、そのままにしておくとなかなか見ないでしょうから、今のお話を何かの折に伝えて、ぜひ見て、あるいはそこからさらに発展をさせて、来年度に向けて授業を見に行く。そういうようなことを伝えることも大事なかなというふうに思いますね。

小田原委員長 私が学校を回っていくと、中に先生方が手をかけなきゃならない子どもたちというのは結構いるわけだよね。それに対して人もいない。組織的な対応もできていないというケースが物すごく目立つんですよ。目立つと言っちゃいけないのかな。たかだか何校しか行ってない学校の中で言う話だから、目立つというふうに言っているかわからないけれども、行って見て、その子どもたちをどう扱っているかというのは、やっぱり手をこまねくどころか、こまねくって漢字で書けないんだけど、その手も人もいないのね。そういう実態がありますので、そこをどうするかということかなと。そういうところがこの報告会でどういうふうに解決しているのかということころは知らしめたいところ。みんなにね。みんなにというのは困っている学校が多いから。

川上委員 それに対しては余り具体的な参考になるような発表会ではなかったですね。報告会ではなかったと思います。だから、もっともっと現場で苦労していらっしゃる方は多いと思いますよ。ですから、報告会というのは役に立たなければ、今までこうしましたで終わったんじゃないかですね。先に役に立てるための報告会なんではないかなと。多分そのことが齋藤委員のおっしゃるきれいごと、その言葉に集約されていたんだというふうに思うんですけど。

小田原委員長 もし齋藤さんの最初のお話を思い出すと、しつらえられて練習してきた報告会というように聞こえたんだけど、そういう報告会であったとするならば、それは改

めなきやいけないね。

川上委員 改めるんじゃないくて、むしろ細野委員のおっしゃるように、そういう報告会もあっていいけれども、そこで何か現場の先生方がそこから刺激を持って帰れるとか、ああなるほどとか共感できるというところもあってよかったのではないかという気がいたします。

小田原委員長 というところですが、いいですか。

齋藤委員 今の報告会のことについては細野先生がおっしゃるとおりで、いろんな形があって、PRをうまくしていってもらって、いろんな方にいろんなところを聞いていってもらって、うまくいけばいいなというふうに思います。

今度は先の講演会の方のことについてちょっと一言だけ言いたいんですけどね。水谷さんのも聞かせていただきました。とても熱弁の1時間40分間、あの話術はすごいなというのを感じましたけど、これ、教育委員会というわけではないんですが、その後の2月15日に今度は再生会議の室長の義家さんをまた八王子市がこども家庭部の方で呼ばれていますよね。これもお電話をかけて問い合わせたんですけども、整理券を配りますから並んでくださいと言ったので、5時に並んで聞かせていただきました。

ちょっとこのときに思ったんですけど、やっぱりちょっと縦割的な、水谷さんのとき聞かれていたと思いますけれども、現状の再生会議のことについてちょっと批判的な話を言われていたじゃないですか。あれだけ影響力のあるお二人の方というのが、子どもたちを守るんだというところでは一緒なんですよね。私、両方聞いてよくわかりましたけど、子どもたちを何とかしていききたいという気持ちはわかるんですけど、その方法論が違うんですね、お二人は全然。片方は教育委員会で呼んだ。片方はこども家庭部で呼んだといっても、もとは八王子市で呼んだわけですよね。八王子市という中で。ああいう形で全く相反する講演者を、何というのかな、混乱してしまう、両方聞いた人間は。だから、八王子市はこういう形で子どもたちを何とかしていくんだというものに対して一本化が見えないというか、それは何か感じたんですけど、どうなんでしょうか。こちらの講演者の言うことですばらしかった。こちらの講演者もすばらしかったと言ってしまうと、八王子市は一体だれの話で、どういうふうにしていききたいのよという形で、何か混乱してしまいませんか。

石川教育長 それでいいと思うんですね。

齋藤委員 いいんですか、それで。

小海学校教育部主幹 講演者はそれぞれ皆さん強い意見というか、アピールはされるかと

思います。それがたまたま教育というスタンスでお話しただいて、その中でやはりスタンスが多少異なるのは、余り意見が一緒になってしまうというよりは多様な意見があっていいのではないかというふうには思っています。

齋藤委員 わかりました。

小田原委員長 八王子市、パブリックとしたら、どれというふうに決めてもいいかもしれないけれども、そうでなくてさまざまなお話を聞いてもらうという、それはそれでいいと。ただ、水谷さんは再生会議で壮絶と言ったかな、凄絶と言ったかな、バトルを22日だか20何日にやるとか言っていたよね。義家さんと大阪で場所を変えてやるとか言っていたんだよね。だから、それはそれとして、そういう関係の方々が同時期にやったということは非常に意味があると思うんだね。私も立場上いろいろ言えませんが、両者とそれぞれにやらなきゃならなくなりそうな気配も感じているんですが。

齋藤委員 すみません。よくわかりました。それはそれでいいんですけど、ただ、どうしてもやっぱり民間的なイメージで考えちゃうんですよ。企業の代表として、私も民間の小さい会社ですけども、会社として、会社のためになる講演者を呼びたいわけじゃないですか、いろんな方を。うちの会社としては、この方の言っていることを推進しているというか、こういう形で我々も同じ気持ちだから、そういう方を講演者として呼んで、会社の代弁をしてもらうというか、会社のアピールにもなっていくという、民間にはそういうイメージがどうしてもあるわけですよ。

八王子市という親元がいて、その方がいろんな意見を呼ぶというのも確かにわかりましたけれども、どうしてもそういうイメージが私にはあった。どっちの言っていることをこの会社はやっていくのというのが見えなくなっちゃうんじゃないかなという、ちょっとそんなことの危機感を少し感じたものですから、意見を言わせていただいたんですけど、それは聞く側が考えりゃいいやという、いろんな意見を聞けばいいやということではわかりましたけど、ちょっとそういうところで、呼んだ元の会社は1つなわけですから、会社という言い方をしちゃおかしいかもしれませんけど。

小田原委員長 それは会社だとそういう話になるけれども、今は市は会社と言われていないわけだから、公共自治体、何というんですか。

小海学校教育部主幹 地方公共団体。

小田原委員長 公共団体だな。だから、それは会社とか、あるいは政治団体の講演会とは全く違うというわけでしょう。それは教育委員会は今問題になっているところの政治的中

立性を保たなきゃいけないというのがあるわけだから、そうしたらあっちを呼んだら、こっちも呼ばなきゃいけないというふうになる話だけど、僕はあっちを呼んだからこっちを呼んだというふうには思ってないわけです。

齋藤委員 はい、わかりました。

小田原委員長 では、よろしいですか。ただ僕は、最初に齋藤さんが質問した学校関係者と、それから関係職場、何なんだ。下の方には一般市民と学校関係者はあるけど、民生委員と関係職場はないわけ。こういう区分けの仕方というのはおかしいんじゃないか。これは資料として何の意味も持たなくなっちゃいますね。そうすると、これも全体がだめで、中身、やっていたこともだめだとなっちゃう。

石川教育長 これは担当した人が勝手にアンケート用紙をつくって、それをみんなでたたいてないからこういうことになっちゃうんじゃないの。要するに縦割行政が言われるけれども、同じ部の同じ課の中でも縦割になっているんですよ。それはやっぱり、今までこういうふうに来てきたからということでやるんじゃないと私も正月にも言ったんだけど、見直しをしなければだめですよ。

小田原委員長 これだけでも資料的価値はゼロになっちゃう。という、中身そのものもだめだとなっちゃうからね。表に出すものについてはやっぱりみんなでも中でもむ。中で議論しろとか、もんでくださいと私も言っている、教育長も言っている。そこをきちんととらえてやってほしいなというふうに思います。

小海学校教育部主幹 御指摘については対応してまいりたいと思います。

小田原委員長 はい。では、これはこれでよろしいですか。指導室いろいろあって、ちょっと時間がかかりましたけれども。

では、続けて施設整備課、お願いします。

萩生田施設整備課長 それでは、リンナイ株式会社製給湯器の設置状況について、資料はありませんけれども、口頭で御報告いたします。

今月の7日に神奈川県でリンナイ製の給湯器による事故が発生しております。これを受けまして、市内の小中学校の設置状況、それから対応について御報告をさせていただきます。

詳細については、担当の田所主査の方から報告します。

田所施設整備課主査 それでは、リンナイ株式会社製給湯器の設置状況について報告いたします。

リンナイにおきましては、2月12日の新聞広告で、原因については調査中であるが、この間該当製品を使用する場合は安全な使用を行うこと。また、点検を希望する場合は無償で点検作業を実施すると発表しております。

該当機種の小中学校の設置状況につきましては、13校において19台の該当機種がございました。該当機種がある学校には、安全に注意して使用するよう直接指導しました。また、全校に文書により周知を行うとともに、校長連絡会において校長にも周知をいたしました。

なお、リンナイ株式会社多摩営業所に該当校と機種のリストを渡し、速やかに点検作業を行うよう要請いたしました。その結果、2月末までに点検を終えるという回答を得ております。

今後の対応としては、該当機種の点検結果の確認とリンナイで新たな対応策が出た場合、確認して、また学校へ周知を行いたいというふうに考えております。

以上です。

小田原委員長　ただいまの御報告に何か御質問、御意見ございませんか。

川上委員　前のパロマのときにも御報告いただきましたよね。パロマのそういうことがあったときには、どこの学校に何の機種がどこにあるって一覧表はないんですか。おつくりにならなかったんですか。

萩生田施設整備課長　実はパロマのときには、今、川上委員さんが言いました学校別のリストというのは厳密な意味ではありませんでした。一部ありましたけれども。それで、それを受けまして、そのときにその後ですが、全学校に調査をかけまして、今は全部小中学校、どの学校にどの機種があるということはつかんでおります。小中学校全部合わせますと773台、今ございます。

以上です。

小田原委員長　あちこちにあるわけだね。ただ、今の報告で、このリンナイを使っている学校に安全に気をつけて使用しなさいと指示したというわけでしょう。だけど、安全に気をつけて使用しろというのはどういうことなの。もしそこで何かおかしい機械があったらどうするとかという、そういう指示じゃないの。

萩生田施設整備課長　パロマの場合は安全装置が働かないということではっきり原因がわかっておりました。今回は経済産業省のホームページを見ても、あるいはリンナイのホームページを見ても、原因はまだ究明中ということで、事故そのものが一般の住宅でそんな

に広くない中で一酸化炭素中毒によるもの、恐らく換気をしてないんじゃないかというような情報が流れておりますけれども、それについても調査中という中で、経済産業省の方では消費者への注意としては、使用の際には換気扇を回す、あるいは窓をあけるなど、確実に換気が行われる状態でやれというようなこと。あるいは今後は原因究明に取り組むというようなことで、国の方でも換気を十分する中で使用しろというようなことを言っていますので、私どもの方もそれに従って現在に対応しているというところでございます。

小田原委員長 よろしいですか。

では、続けて生涯学習総務課から御報告願います。

米山生涯学習総務課長 車止めの盗難被害の対策の実施についての前に1点だけ、リンナイ製の給湯器の生涯学習スポーツ部にかかわるものについては、該当機種はございませんでした。

それでは、車止めの盗難被害と対策の実施について報告事項でございます。

1の被害状況ですが、この表は2月13日現在の全市の被害状況で、そのうちゴシック体の部分が生涯学習スポーツ部の所管の施設での盗難被害になります。公園では柵田遺跡公園の2本、中段のこども科学館の10本、市民体育館6本、絹の道資料館の2本の計20本です。なお、この集計のその後、2月16日未明から17日未明にかけて、甲の原体育館で1本の盗難被害が出ました。

2の対策ですが、警察署への被害届及びパトロール強化依頼や市職員による夜間パトロール、ペイント着色等、 から までの対策は今現在しております。

報告は以上でございます。

小田原委員長 ただいまの報告について何か御質問、御意見。

齋藤委員 意見じゃないですけど、やっぱりまだまだふえる可能性はありますね。実はさっき教育長室でもちょっと言ったんですが、先週、うちの真ん前の天神公園の角のところが盗まれました。だから、これがまたそれにプラスになるんでしょうけど、ポール4本とチェーンがない。びっくりしました。真ん前なんでね。だから、対策といっても、どうしていったらいいんでしょうね。パトロール等といっても。

小田原委員長 音が鳴るように、とかというのはできないの。

石川教育長 そっちの方が高くかかっちゃうんじゃないですか。

齋藤委員 本当に驚きました。真ん前だったので。あれ、先週知らない間に、朝氣がいたら、ないというので、すぐ私が電話をかけたんですけど、公園課の方に。そうしたら、

すぐ調査に来て、あ、とられましたねと言っていました。

小田原委員長 暗いからじゃないの。明るいところだったら、とられないんじゃない。

齋藤委員 暗いな、確かに。

米山生涯学習総務課長 とりあえず盗難がパトロールの後、一時おさまったんですね。こ

こでまた少し出ていますので、基本的には全庁的に対策本部を設置してありますので、その中で対策を考えていくという形になります。ただ、今……。

小田原委員長 これ全部で202本。202本に、これを持っていったら大変なことになるぞというのを書いておいたら。

川上委員 読めない。

小田原委員長 読めないか。やっぱり明るくして、何カ国語かで書いておく。犯人はすぐ上がるぞとか。どうするのかね。

齋藤委員 ちょっと協力もできなくて申しわけなかったです。余りにも私も家の真ん前だったので、全然気がつかないうちに持っていかれるんだなということを本当に実感して知りました。これはちょっと驚きましたね。

小田原委員長 八王子には多いんだよね。

石垣学校教育部長 とる人は人がいないところでとっていますので、なかなかわからないというのが現状でございます。

齋藤委員 そうだね。驚いた。

小田原委員長 どこか1カ所でぱっと写真を撮られたというのがあると、やらなくなるんじゃないかなと思うんだよね。とられないようにすること、とるのはいけないぞということをやっぴりどこかで言わなきゃいけないんだよね。

川上委員 とってもしょうがないものにしておくというわけにはいかないんですかね。

小田原委員長 僕は石ころを置いておくのが一番多いと思うんですよ、車止めのためには。石ころなんて言っちゃいけません。石を置いておく。

米山生涯学習総務課長 貴重な御意見を対策本部の方へ伝えていって、その中でよりいい対策が見つかればと思いますので。

小田原委員長 民家とかで車に入ってきてほしくないのは、ああいう立派なステレンスの何とかじゃなくて、やっぱりこういう石とか、石川教育長の家からもらってきた間伐材とかでやる。

石垣学校教育部長 今、つり鐘も盗まれているという状態がございますよね。この中にも

町会・自治会への回覧配布依頼ということでやっているんですけども、市民がそれぞれ目を光らせてということで、先ほど齋藤委員さんの方ですぐ連絡しましたということですけども、そういう部分をきちっと市民と行政が連絡をとって、すぐ対応できる。市の方も、その連絡を受ければ、すぐ出向けると。あるいは警察と連携するという部分の体制というのは一番必要かなと。我々、パトロールで何時間が回りました。私も夜中2回ほど回りましたが、そのときはまだ市民との連携がないんですね。ですから、市民も目を光らせてもらう。我々も市民の目がなかなか光らないような夜回ると。そういういろんな仕掛けをしていかないといけないかなと。また、さっきの話じゃないですけど、音が出る。そういうのもどこかポイントで、とられそうなところに置いておく。米山課長の方から話がありましたけども、そんなことも関係所管の方には言っていきたいなと思っております。

小田原委員長 川上委員が言った、半鐘はもう外してしまっていてあるところが出てきているわけですよ。だから、それは1つの工夫だと思うんですよ。丸太ん棒にしちゃうとか。あれ、抜かれたら困るからというので、ああいう重いものになっているんでしょう。金をかけて。だから、石川さんの家からいっぱい木をもらってきてやっちゃえば、ただでできるんだから、そういうふうにやった方がいいんじゃないかな。それは提案として。

では、よろしいですか。

続けて、教育総務課。

望月教育総務課長 それでは、お手元の資料に基づきながら概略を説明させていただきます。

この子どもプランの試行案とありますのは、現段階での試行案でございますが、御案内のとおり来年度の予算原案がほぼここで固まりまして、来月の第4回の市議会定例会で予算の審議を行うに当たりまして、その予算案の原案に基づきまして、試行案を現在骨格をこのようにしているということですので、御説明するというところでございます。

これは既に前回御報告した経緯もありますけども、文部科学省の国庫補助の事業という位置づけになります。それから、市の実施機関としては、ここで教育委員会と、それから子ども家庭部両方で行うという協働事業ということで一応定めたところでございます。

なお、子どもプランは、簡単に御説明しますけども、現状での骨格でございまして、必要に応じて手直しをしていきたいというふうに思っております。

こちらにありますように、本事業の目的とすると、すべての子どもたちが学校という場所を活用して、放課後安全で安心して過ごす居場所として、それから地域との協働によりス

スポーツ・文化・学習活動等を行える拠点づくりを進めていくということが目的でございます。中身的には放課後子ども教室という事業と、これはこれまでは地域子ども教室事業ということで、本市におきましてはレクリエーション協会が2つの学校で年間30日程度実施したところでございますけれども、それをさらに発展させて、放課後子ども教室推進事業という位置づけで、これは予算原案の方でも出たところでございますけれども、この事業と、それからこども家庭部で行っています学童保育の事業でございます放課後児童健全育成事業、これを一体的に実施しようということで、地域住民の参画を得ながら行っていこうということに特色を持っております。

試行の内容でございますが、実施の日時は授業終了時から夕焼けチャイムが鳴るまでということを経験では考えております。子どもに、例えば公園で遊んでいても、夕焼けチャイムが鳴ったら帰りましょうということを経験の学校の指導しております。そんな関係から、今の時間であれば、例えば今4時37分ぐらいでまだ明るいわけですけれども、やはり全体として指導の統一があった方がいいだろうということでございます。

それから、夏休みなどの長期の休暇の平日も対応ということで、これについてはできることからというふうを考えております。それから、従前、実施の日数というのは文部科学省の方でも縛りがございましたが、240日以上というのがありました。その縛りがここに来て一応なくなったこともありますが、もともと八王子市としてそれほどすぐに行えるかということがございまして、現状では週2日以上、一応まず取り組みながら、次第にふやしていければというふうに思っております。

それから、3番の安全管理員でございますが、基本的には2名を、例えばシルバー人材センター等の委託を基本にしながら、市の方で配置しようというふうに考えております。

それから、4番に学習アドバイザーというふうにあります。基本は子どもが異年齢のところで遊ぶ。放課後、例えば校庭で自主的に遊ぶということを経験にしていけばいいというふうに考えておりますが、その中に例えば予習、復習をちょっとサポートするとか、いろんな体験的な遊びだとか、あるいは伝統の遊びなんかを、アドバイザーといいますが、ボランティアの方の参加していただける日に可能な限りそれを設定していくというふうに考えております。それは付加して行えばいいのかなど。基本的には校庭を開放して、そこで思い切り遊んでもらうというものを基本にしようというふうには考えております。

5番目に実行委員会でございますが、これは実際に今申し上げました、例えばある学校では週何日実施して、そのときにはどういうメニューで行うかというふうなことを企画をし

てもらったり、あるいは具体的にいろんなボランティアの方との連絡調整とか、そういったことを行うために実行委員会を設定していただこうと。実行委員会の構成メンバーとすると、PTAとか、それから地域の住民、学校、学童保育所の関係者、特に学校の中に学童保育所があるところがございます。そういうところでは、少なくともこれを実施するときは別々に遊ぶということはないだろうというふうに私どもも考えておりますし、実行委員会には必ず入っていただこうというふうに思っております。

それから、今後の検討課題ということで書いてありますが、登録制ということは今考えておりますけれども、幾つかの学校で立ち上げのための打ち合わせをしておりますと、全児童を入れてしまおうというふうな、そういう学校もございます。だから、一々登録しなくてもいいんじゃないかというふうなこともございますので、これについては引き続き検討していきたいと思っておりますし、保険料については、これは自己負担でやっていただこうというふうに考えております。

それから、プランに必要な教室の確保。低学年が、高学年の授業が終了するまで、思い切り遊んでもらうんですけども、その間はどこかの教室にいていただいた方がいいだろうというふうに思っておりますし、教室の確保をするんですが、ただ、これも教室が非常に足りないという学校もございますので、弾力的に、きょうは例えば体育館だとか、きょうはこちらがあいているというような形での運用も可能だというふうに思っております。

予算的な問題もございますけれども、試行する学校ということで7校程度を予定しておりますが、現状で試行の日数自体を少し緩和したということもございまして、試行の日数のある程度多くとった予算でありますので、10数校まで可能かなというふうに思っております。

現在、こちらの呼びかけに対して検討を始めた学校が6校ございまして、そのうち4校が具体的な立ち上げに向けて、例えば評議員ですとか、PTAの役員会とか、そういったところで既に話をして、実行委員会づくりに向けて動き出しているということでございます。これからしばらく、先日の校長会の方でも具体的にまた再度呼びかけたところで、その後何校かやりたいというふうな意向も出ていますので、次第にふえてくるかと思っておりますけれども、ぜひ成功させていきたいというふうに思っております。

報告は以上でございます。

小田原委員長 放課後子どもプランについての説明は以上ですが、何か御質問、御意見等ございませんか。

齋藤委員 いろいろな意見も出てくるんですが、これは報告事項になっているわけですけど、この問題をこれからも検討ということなんですが、どこかで意見を交わすというか、きょうはこれ、報告なんですよ。つまり、ちょっと悩んじゃうんですよ。議案と報告事項と協議事項なのかというのってね。

小田原委員長 共管事項だから、うちが決めるものじゃないから、報告で出していくしかないという、そういうことだな。主導権を持ってないから。

石川教育長 こども家庭部がどっちかという主の窓口になっているんでしょう。

望月教育総務課長 ほぼフィフティ・フィフティでもいいかもしれない。

小田原委員長 僕が言っているのは、教育がやりなさいと言ったのに、皆さんはこういうふうになっているわけでしょう。仕事をやりたくないから。だから、教育でやりなさいと。学校を使ってやるわけだからと。そうしたら、私たちがいろいろ。僕は試行でこんなことをやるんじゃないかと、みんなでやりなさい、みんなやりなさい、そういうふうに言いたいんですよ。だけど、教育じゃないから、そういうことを言いません。

望月教育総務課長 実際、今、手を上げている学校の実情を言いますと、学童保育所で待機児童がいるという学校がかなり多いことは多いですね。そこで、学童保育を希望していない子どもも含めてこれから取り組むわけですけども、そのときに当然ながら、学童保育の子どもとそれ以外の子ども、一緒に遊ぶ子が別々に線を引いて遊ぶということじゃ決してありませんので、実態とすると今、教育長のお話がありましたように、今までの学童保育の枠を超えて、この子どもたちのために対応しなきゃいけないという側面があるというのは1つあります。しかしながら……。

小田原委員長 おやつの問題だとか変なことにこだわっているから、そういうことになるんだよ。そんなのどうでもいいことだと考えなきゃだめだと思う。

望月教育総務課長 教育委員会とすると、そういうことじゃなくて、本当に健全に育成していくという、言ってみれば学校教育外ではございますけども、一体となった子ども……。

小田原委員長 それはだめだって。健全に育成してなんて、そんなことを考えちゃだめだよ。それだったら教育がやるべきことじゃない。そうじゃなくて、放課後子どもたちを預かる場所を確保して、雇用を促進しようとか、あるいは何とかでしょう。だから、こども家庭部にやってもらっているわけじゃないの。ただ学校を使うから私たちが絡んでいるという、そういうことじゃないの。そうじゃなくて、今の健全に育成しようというんだったら絶対私たちの仕事だよ。そこは今みたいに説明しなきゃだめだ。

望月教育総務課長　それはちょっと必ずしもそうは思っておりませんが、やっぱり子どもたちが、授業が終わった後ですけども、これは健全育成ということになると思いますが……。

小田原委員長　その話をすると、もう1つ質問。下校時間というのは学校はどのようなふうになっているの。何時まで。

望月教育総務課長　低学年と高学年は違いますけども、例えば低学年であれば2時ぐらいからでしょうか。

小田原委員長　学校の中で最終下校時刻って定めているとすれば何時ですか。そうしたら、そこは学校が責任を持って子どもたちに言ったっていいんだから、そういうふうになんかやれという話になったら、これは要らないんだよ。こんなことを考えなくたって、学校に子どもたちが残っているんだったら、教室だって、さっき教室が足りないみたいなことを言ったけど、何で教室が足りないなんてことが理屈として出てくるの。そんな学校どこにもないはずだよ。子どもたち毎日いるんだから、教室が足りないなんていうことはあり得ないじゃない。みなみ野とかなんとかでそういうことが多少あるかもしれないけれども、多くの学校では教室が足りないなんてことは理屈になって出てくるはずないんだから、そんなようなことを言ってちゃだめなんだって。だから、報告で出てくるのはいろいろ言うつもりはなかったんだけど、そういう話が出てくると、どんどんそういうふうになっちゃうんだよ。

望月教育総務課長　私どもも本当にフィフティ・フィフティ、両方で共催してやっというふうには思っていますし、報告事項ではございますけども、委員さんの意見を踏まえて、どうやって充実していくかということでは、その案づくりの中には十分反映していきたいというふうには思っておりますので、時々、折を見て報告しながら、ぜひ御意見いただければというふうには思っております。その都度両部、こども家庭部と教育委員会で作っている案ではございますけども、ぜひ御意見をいただきたいというふうには思っております。

齋藤委員　そういうことであるならば、たくさん言っているとまた時間がなくなりますから、今ぱっと感じることで言うならば、例えばこの安全管理人の担い手のところもシルバー人材センターへの委託を基本にあってあるじゃないですか。これ、まさしく石川教育長がずっと長く言われている人材バンクと当然一緒に考えていくべき問題だと思うんですね。こっちはこっち、あっちはあっちでやるような問題ではなくて、ここのところはどうか

てもシルバー人材センターの人間じゃなくて、石川教育長があれだけ推し進めていらっしゃる人材バンクって、これだけ盛り上がっているんですから、その人間からの配置に決まっているんじゃないかなという感じがするんですよね。そこら辺を考えちゃうと、やっぱり縦割行政でやっているからという話になってきちゃうようなことがあるわけで、ここはやはり基本的に考えるのは人材バンクなんじゃないかなというふうに思います。

それからあとと言わせていただくと、週2回以上、週2回ぐらいからスタートする。とりあえずですよ。スタートさせるというのについて、私はちょっと個人的な意見ですけど、じゃあ、何曜日と何曜日はいいよ、来て。何曜日はだめだよという話になってくるわけですよ。例えば大丈夫だよといった月曜日に雨が降っちゃって、校庭が使えないとかというときにどうするんだとかって、いろんな問題。私はもし試行でやるんだったらば、じゃあ、どこどこ小学校は1学期間頑張ってみませんかとか、ずっと。もし試行で考えるんだったらば、ずっとやって初めていろんな問題点が見えてくるんじゃないですかね。週に2回程度やっていて、問題点だとかそういう整理になるのでしょうか。将来的に全部ずっとすべての子どもたちに開放していくわけでしょう。であるならば1週間とか1学期間ぐらいぶっ通しでやって初めて、いや、これは思いのほか先生方も大変だとか、これはいろいろとえらいことだぞとか、そういう問題が浮き彫りになってくるのには、やっぱりぶっ通しでやってみないと、いい資料は出てこないような気がします。やるのであるならば、1年間ずっとやるのが大変であるならば、じゃあ、1学期間だけやってみようとか。連続してやること、私はその方がいい試行にはなるんじゃないかなという感じがしますけども。

小田原委員長 2日でやってだめだから1学期やれというのは、それは論理矛盾ですよ。意味ない、それこそ。1学期にしたって。預ける親としては毎日預かってほしいわけなんだから。

齋藤委員 続けてやってみて初めて。

小田原委員長 僕は試行だとしても全校でやるべきと。毎日やるべきなんですよ。

齋藤委員 それはそれに越したことはないです。

小田原委員長 文科省が全校でそういうふうにするって出してきた意味はそこなんですよ。これは厚労省が出しているんだけど、文科省が絡んだからこうなっちゃったんだから。だから、やるならこういうふうにするべきなんです。できないというんだったらば、じゃあ、学校を決めて毎日やるべきだというふうにしていく。そこを応援していくというふうにする。そうすると、教室が足りないという部分があるから、キャパの問題はあるだろう。そ

こは保育園の入所と同じような選考が必要になる。振るい落とすしかないというふうになっていくだろうと思いますけどね。やる意味を考えたらこの試行はだめなんです。試行じゃない。

望月教育総務課長 1つは、シルバー人材センターへの委託を基本にと言っておりますけれども、これとは別に、例えば学校管理員という制度で学校の戸締まりだとかする、夜、そういう制度があるんですけども、実はその管理員が設置されてない学校では、学校が毎日のように、きょうはあの人を設置する、あしたはこの人を設置するというので、毎日学校側の方で人探しをしているという現状があります。それはそれで非常に大変だという状況はあるんですけども、この事業を当初はもちろん毎日やろうというふうに考えておりました、その毎日やるということを前提にした場合に、この事業をだれがやるか知らないんですけど、だれかが毎日ボランティアの安全管理員を必ず2人配置するというのは非常に困難だというふうに考えておりました。

ですから、最低限これはやるけれども、いろんな学校で協議している中では、自分たちでもやりますという人は出てきてはおります。ですから、それはそれでぜひやっていただきたいと思うんですが、これがないと実施できないとなるのであれば、最低限のところでは、こういうセーフティネットということはないですけども、安全面としてはきちっとやっておきたいと。その上で、各地域でやれる分についてはどんどん外していきたいというふうに思っています。実施を進めるためには最低限のところでは押さえておきたいというのがこちらの問題でございまして、人材バンクの方でやっていければ一番ありがたいと思いますし、そういうふうに移行していけるようにしていきたいというふうに思っております。

それから、実施日数については、もちろん私どもの方は毎日やってほしいというふうには言っております。ただ、なかなかそうできなかったというところからハードルをちょっと下げて、できるところからやっぺいこうというところから今スタートしているというところでございます。

石垣学校教育部長 今、委員さんの方からいろいろな御意見を伺いました。そこら辺も私の方も勘案しながら、望月課長の方でお話ししましたけども、実施する中では学校との調整というのは1つ大きな課題であろうと思いますし、地域住民との関連というのも大きな部分かなと思っております。また、現状の中では先生との対応、あるいは学校活動がございまして、そこの調整、それから午後の部分で学校開放員とか、あるいは学校管理員、

こういうのも職員としていますので、そこら辺が重複しないような配慮も必要になってくるかなと思っておりますし、周辺との対応、そこら辺のところもいろいろございますので、委員長が全部の学校という1つの前提をお話ししましたが、私の方もそれは理解をしているところでございますが、学校と調整しながら、できるところから最大限できるような方向で今後、こども家庭部とも両方で協働でやっていこうよということで話をしておりますので、今いただいた御意見も参考にしながら逐次御報告をさせていただいて、またその中で御意見いただいて、実施に向けて私の方は用意していくと。そういう方向で行きたいと思っておりますので、ぜひそんなことで御理解いただきたいと思います。

小田原委員長 御理解いただきたいと言われると御理解するしかないんだけどね。できるところからやったら、できないという発想をするところがほとんどなんだから。意欲のない人間はできないというところから出発するんだそうです。意欲のある人というのは、可能性を信じるところから出発するんだと、松下幸之助が言ったという話なんだけど、その可能性じゃなくて、できないというところから発想するのがほとんどの人なんだから。学校の関係者は、皆さんは学校の関係者かどうか知りませんが、だから、そんなところをできるところからなんていったらできませんよ。やるんならば、試行をするのならば毎日、全部。全部でなかったら、ある拠点校をつくるしかない。拠点校、みんなです。協力しましょうというふうにして呼びかけていくことなんですよ。それでできないんだったらやらん方がいい。できないんだから。できるんですよ。私立は金を取ってやっているんですよ。金を取ってやっているんだけど、金を取らなくて税金でやると言っているんだから、厚労省、文科省もやるって、めったないことをやろうと言っているんだから、これはやるべきなんですよ。八王子でやっていこうよ。

望月教育総務課長 補足的にちょっと。具体的な立ち上げに向けて準備している学校のうち、1校は学校長を中心として徹底的に学校が中心になって実行委員会の中でやるんだと。

小田原委員長 そういう学校全部。そこに全部の金と人をつけたっていいと思うよ。そこでやっちゃうんだよ。

望月教育総務課長 できるだけそういうところももちろん……。

小田原委員長 その学校をみんなで応援しますよ。僕もできるだけ行きますよ。余り八王子に来ないけど、そういうところで御恩返ししますよ。

望月教育総務課長 それ以外の学校は立ち上げ当初ではかわるけれども、副校長の負担もあるのだという感想はいただいていますけども、でも、やはり学校によってはそういう

のがありますので、私どももぜひ支援していきたいというふうに思います。

小田原委員長 人を1人つけばいいじゃない。指導主事1人派遣すればいいんですよ。
望月教育総務課長 今回の御意見を踏まえながら、私どもも頑張っていきますので、よろしく
お願いいたします。

小田原委員長 頑張れとは言わないんだよ。可能性から出発してくださいと。

よろしいですか。細野さん、静かですけど、いいですか。

細野委員 やってほしいですね。

小田原委員長 はい。ぜひやってくださいという。

では、続けてインフルエンザ。

小泉学事課長 それでは、今シーズンのインフルエンザ様疾患の状況について御報告を
したいと思います。

主査の方から報告します。

原島学事課主査 それでは、お手元資料、インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況
をごらんください。

その前に、2番の学校数及び学級数と3番の欠席者及び患者数の「平成11」を「平成
17」に訂正をお願いいたします。申しわけありません。

それでは、18年度は本年2月16日、先週の金曜日までに学校から学事課に報告があ
ったものです。初発が1月22日の月曜日に中学校でありました。発症からちょうどきよ
うで1カ月になりますが、1番の昨年度及び今年度の状況の18年度欄をごらんください。
小学校では、学校数11校、学級数では21クラス、欠席者数192名、患者数328名。
中学校にいきまして、学校数3校、学級数20クラス、欠席者数98名、患者数211名。
合わせて学校数14校、学級数41クラス、欠席者数290名、患者数539名となっ
ております。いずれも症状は発熱と。38度から39度。せき、頭痛、咽頭痛、鼻水、倦怠
感などです。

その下にいきまして、学校数及び学級数のところ、表になっております。上の表を棒グ
ラフにしたものです。左側が17年度、右側が18年度となっておりますが、見比べてい
ただきますと、18年度は17年度に比べ3分の1程度減少傾向となっております。これ
は17年度、初発が12月6日でしたので、今年度は1月22日ということで、約1カ月
半程度遅く発生していることが原因と考えられます。17年度は3月7日で終息をして
おります。18年度も3月上旬を終息と見ておりますけれども、引き続き学校には注意喚起

の文書等をしていきたいと思っております。

以上です。

小田原委員長 学事課からの説明は終わりましたが、何か御質問、御意見ございませんか。

齋藤委員 せっかくこうやって人数が減って大変いいことですので、これを今の報告の中で各学校の養護の先生、いわゆる保健の先生の努力によりというのをつくるといいですね。そういう先生方の一生懸命子どもたちを見守った努力により減ったんだという、そういう報告になるとベストだなという感じがします。

小泉学事課長 今、説明がありましたけども、ことし暖冬で初発がずれ込んでいる部分があって、私ちょっと先日別な報道番組で見たんですが、やっぱり暖冬で初発がおくれた年は逆に後の方にピークが来て、流行がひどかったというようなことが昔あったということを知ったので、油断できないなと思っておりますが、いずれにしても学校での衛生管理とか、その辺のところはしっかりしていると思います。

以上です。

小田原委員長 インフルエンザというのはウイルスの感染じゃないんですよ。これは話として聞いてください。うつるんです。インフルエンザじゃないんだけど、インフルエンザになっちゃって、本当にインフルエンザになっちゃう。だから、数が少ないうちはこの程度で。前のときに、暖冬るとき、ピークが遅くなっちゃったときにわっと出たというのは、どうもその傾向がある。子どもたちが、自分たちはならないなと思って、もういいやというんじゃないで、早くなって休みたいなと思っちゃったらそうっちゃうんです。だから、そういう点では養護教諭の活躍をする場があるけれども、ウイルスは養護教諭が幾ら頑張ったって、うがいしろ何だといったってだめなんですよ。これもちょっと時間をとらせて申しわけない。

どうですか。ほかによろしいですか。はやらないで終わっていただければいいですね。心の中で願っておりますから。お疲れさまでした。

そのほかにはございませんか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 委員の方からは何かございませんか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、ないようでございますので、公開の委員会はこれで終わりとして。

齋藤委員 1点だけ。学校適正配置の会議も既にスタートしているわけですよ。時間のあるときで結構ですから、ちょっと途中経過など、これから由木中の問題なども一番大きな問題だと思うんですよ。そこら辺のことを私はすごく気にしていますので、会議の内容の進み方というか、そのあたりのところの報告をまたいずれどこかでしていただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

小田原委員長 由木中の問題なんかは今回の審議会の中に何か関係してくるの。しないんでしょう。

望月教育総務課長 個々の部分が出てくる可能性はあると思います。

小田原委員長 だって由木中の問題というのは今回の審議会の結果を受けて発動されていくの。そうじゃないでしょう。別でしょう。

望月教育総務課長 別です。

小田原委員長 だから、それを切り離れた方がいいよ。

齋藤委員 ただ、学区の問題の見直しなどが絡んでくると思います。

小田原委員長 それは関係しないというふうにしておかないと、審議会に対する圧力になる。

望月教育総務課長 それは別のものとして。

石川教育長 答申を待っていると、この問題はもう間に合わないんです。

小田原委員長 その答申というか、審議に影響するようなことをここでやっちゃだめでしょう。諮問しているわけだから。だから、僕はそれは切り離してほしい。

石垣学校教育部長 ただ、この間の文教経済委員会もそうですけども、その中で委員さんの発言はあるのかなと思っていますけども、今お話があったような形での趣旨で私の方はきちっとしていきたいなと思います。

小田原委員長 そうしないとだめですよ。この話、由木中の話は振り出しに戻った。もう振り出しに戻っているんだけど。

石垣学校教育部長 ええ。申しわけございません。

小田原委員長 振り出し以前に戻っているんだから。

齋藤委員 当然進むのは別に進まなきゃいけないとは思いますが、最終的にはいろいろと絡んでくる問題は出てきますよね、後々。

小田原委員長 絡まないんだって。絡めちゃだめだ。

齋藤委員 でも、影響はあるでしょう。言っちゃいけないんだ。

小田原委員長　それは思っていると言っちゃいけないんだよ。それは思ってもいけないって、何とかの厚生労働大臣の発言と同じ。思っても言っちゃいけない。思ってもいけない。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　では、暫時休憩ということで、再開は15分ということでお願いいたします。

【午後5時05分休憩】